

特定疾病(所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中)により 働けなくなったときの収入減少に備える保険

働くあなたにやさしい保険

無配当特定疾病収入保障保険(無解約払戻金・Ⅱ型)



ご契約のしおり・約款

もくじ

ご契約のしおり

目的別もくじ	しおり 1
主な保険用語のご説明	しおり 3
1.お知らせとお願い	しおり 6
① 当社の組織形態について	しおり 7
② 保険契約締結の「媒介」と「代理」について	しおり 7
③ 生命保険募集人について	しおり 7
④ クーリング・オフ制度(お申込の撤回・ご契約の解除)について	しおり 8
⑤ 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、特定疾病年金月額等が削減される場合について	しおり 9
⑥ 「生命保険契約者保護機構」について	しおり 9
⑦ 個人情報のお取扱いについて	しおり 11
⑧ 「支払査定時照会制度」について	しおり 13
⑨ 被保険者によるご契約者への解約の請求について	しおり 14
⑩ 債権者等による解約について	しおり 14
2.この保険の特徴と仕組み	しおり 16
① 概要	しおり 17
② 特定疾病年金について	しおり 18
③ 保険料の払込免除について	しおり 19
④ 特定疾病一時金特約(無解約払戻金・Ⅱ型)について	しおり 20
⑤ 責任開始期に関する特約について	しおり 21
⑥ 指定代理請求特約について	しおり 22
3.ご契約にあたって	しおり 24
① 現在のご契約を解約・減額することを前提に、新たなご契約のお申込をされる場合について	しおり 25
② ご契約の申込書の記入について	しおり 25
③ 告知義務について	しおり 25
④ 責任開始期と契約日について	しおり 27
⑤ 保険証券のご確認について	しおり 27

4.保険料について しおり 28

- ① 保険料のお払込について しおり 29
- ② 保険料の払込猶予期間とご契約の失効について しおり 30
- ③ ご契約の復活について しおり 31
- ④ 保険料のお払込が困難なときの継続方法について しおり 31
- ⑤ 年金等のお支払の際の保険料精算について しおり 32

5.ご契約後のお取扱について しおり 34

- ① ご契約後のお手続きにあたって しおり 35
- ② 保障内容の見直しについて しおり 35
- ③ 年金等のご請求について しおり 36
- ④ 解約について しおり 37
- ⑤ 年金等の請求権の時効について しおり 37
- ⑥ ご請求書類一覧 しおり 38

6.年金等をお支払いできない場合 しおり 40

7.その他情報 しおり 44

- ① 税金について しおり 45
- ② ご契約者への情報提供とサービスについて しおり 46
- ③ 管轄裁判所について しおり 50

約款

- 無配当特定疾病収入保障保険(無解約払戻金・Ⅱ型) 約款 1
- 特定疾病一時金特約(無解約払戻金・Ⅱ型) 約款 21
- 責任開始期に関する特約 約款 32
- 指定代理請求特約 約款 34
- 保険料口座振替特約(定額保険用) 約款 40
- 保険料クレジットカード払特約 約款 44

目的別もくじ

こんなときは…



この保険の特徴と仕組みを知りたい



年金等の請求について知りたい



年金等が支払われない場合について知りたい



保障がいつから開始されるか知りたい



申込の撤回等をしたい



契約を解約したい



税金について知りたい



保険の用語について知りたい

▶	しおり 17	この保険の特徴と仕組み
▶	しおり 36	年金等のご請求について
▶	しおり 41	年金等をお支払いできない場合
▶	しおり 27	責任開始期と契約日について
▶	しおり 8	クーリング・オフ制度 (お申込の撤回・ご契約の解除)について
▶	しおり 37	解約について
▶	しおり 45	税金について
▶	しおり 3	主な保険用語のご説明

主な保険用語のご説明

この冊子をお読みいただくにあたって、ご参照ください。

か行	給付責任開始日	所定のがん・上皮内がんに関する保障が開始される日のことをいいます。給付責任開始日は責任開始の日からその日を含めて91日目(91日目以降に復活をされた場合は復活日)となります。
	契約応当日	ご契約後の保険期間中に迎える契約日に対応する日のことをいいます。月単位または年単位の契約応当日といったときは、それぞれ各月、1年ごとの契約日に対応する日をさします(対応する契約応当日がない月は、その月の末日を契約応当日とします)。
	契約者	当社とご契約を締結し、ご契約上の権利(たとえばご契約内容の変更等の請求権)と義務(たとえば保険料支払義務)を持つ人のことをいいます。
	契約年齢	ご契約日における被保険者の年齢のことをいい、満年齢で計算します。(例)ご契約日に50歳7か月の被保険者の契約年齢は50歳となります。
	契約日	契約年齢や保険期間等の基準となる日をいいます。
	告知義務と告知義務違反	ご契約者や被保険者は、ご契約のお申込に際して、被保険者に関して当社がおたずねする重要なことがらについて、ありのままを報告していただく義務があります。このことを「告知義務」といいます。当社がおたずねした重要なことがらについて、ご報告がなかったり、ご報告いただいた内容が事実と異なっていた場合、告知義務に違反したことになり、当社はご契約の効力を消滅させること(解除)ができます。
さ行	失効	保険料の払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込がなく、ご契約の効力が失われることをいいます。
	主契約	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容をいいます。
	責任開始期	お申込みいただいたご契約の所定のがん・上皮内がん以外に関する保障が開始される時期のことをいいます。また、復活が行なわれた場合のご契約の所定のがん・上皮内がん以外に関する保障については、最後の復活によって保障が開始される時期のことをいいます。
	責任準備金	将来の年金等をお支払いするために、ご契約者にお払込みいただいた保険料のなかから積み立てられるお金のことをいいます。
た行	第1回保険料相当額	ご契約の締結の際に、ご契約者からお払込みいただく金額のことをいいます。ご契約が成立した場合、第1回保険料相当額は第1回保険料に充当します。
	特則・特約	主契約の保障内容をさらに充実させる等の目的で主契約に適用・付加するものをいいます。
	特定疾病年金	被保険者が保険期間中(所定のがんについては給付責任開始日以後)に特定疾病により所定の状態に該当した場合にお支払いする年金のことをいいます。特定疾病年金はご契約の際に有期年金と確定年金のいずれかを選択いただけます。
	特定疾病年金月額	特定疾病年金をお支払いする場合の月単位のお支払金額のことをいいます。特定疾病年金月額はご契約者が指定された金額となります。
	特定疾病年金支払期間	特定疾病年金支払起算日以後、特定疾病年金支払期間満了日までのことをいいます。

な行

特定疾病年金支払起算日	特定疾病により所定の状態に該当された日の直後に到来する月単位の契約応当日のことをいいます。
特定疾病年金の受取人	特定疾病年金を受け取る人のことをいいます。特定疾病年金の受取人は被保険者となります。
2回目以降の保険料の払込期月	2回目以降の保険料をお払込みいただく月のことをいいます。月払契約の場合は月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで、年払契約の場合は、年単位の契約応当日の属する月の初日から末日までをいいます。
2回目以降の保険料の払込猶予期間	2回目以降の保険料のお払込を猶予する期間のことをいいます。月払契約の場合は保険料の払込期月の翌月初日から末日まで、年払契約の場合は払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日までをいいます。
は行	
被保険者	この保険の対象とされる人のことをいいます。
復活	失効したご契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、あらためて告知または診査をしていただきますが、健康状態等によっては復活できないこともあります。
保険期間	当社が保障を行なう期間のことをいいます。
保険証券	ご契約内容を具体的に記載したものをいいます。
保険料	ご契約者から当社にお払込みいただくお金のことをいいます。
保険料払込期間	保険料をお払込みいただく期間のことをいいます。
本社	約款上は「本店」と記載しますが、通常の呼称は「本社」とします。
や行	
約款	ご契約から保険契約消滅までのご契約内容を記載したもので、主契約については「普通保険約款」（主約款）といい、特約については「特約条項」といいます。

1

お知らせとお願い

- 1 当社の組織形態について
- 2 保険契約締結の「媒介」と「代理」について
- 3 生命保険募集人について
- 4 クーリング・オフ制度（お申込の撤回・ご契約の解除）について
- 5 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、特定疾病年金月額等が削減される場合について
- 6 「生命保険契約者保護機構」について
- 7 個人情報のお取扱いについて
- 8 「支払査定時照会制度」について
- 9 被保険者によるご契約者への解約の請求について
- 10 債権者等による解約について

1.お知らせとお願い

1 当社の組織形態について

- 保険会社の会社組織形態には、「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように、「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

2 保険契約締結の「媒介」と「代理」について

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行なう場合、保険契約のお申込に対して生命保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行なう場合、保険契約のお申込に対して生命保険募集人が承諾したときに保険契約は有効に成立します。

3 生命保険募集人について

- 当社の生命保険募集人は、お客様と当社との保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、お客様からの保険契約のお申込に対して当社が承諾した場合に保険契約は有効に成立します。
- また、ご契約の成立後にご契約者の変更等をされる場合にも、原則として当社の承諾が必要になります。
- この保険は、生命保険の販売資格を有する者が販売します。
- お客様の担当者である生命保険募集人の権限等に関して、確認を希望される場合は、つぎのお問合せ先までご連絡ください。

T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター

 **0120-302-572**

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)

4 クーリング・オフ制度(お申込の撤回・ご契約の解除)について

- お申込者またはご契約者は、ご契約のお申込日からその日を含めて8日以内であれば、当社への書面での郵送によるお申出によりご契約のお申込の撤回またはご契約の解除(以下、「お申込の撤回等」といいます)をすることができます(募集代理店では受付できません)。この場合には、お払込みいただいた金額を全額お返しします。
- 当社は、お申込の撤回等に関して、損害賠償または違約金その他の金銭のお支払の請求はしません。
- お申込の撤回等の書面の発信時に年金等の支払事由が生じている場合には、お申込の撤回等の効力は生じません。ただし、お申込の撤回等の書面の発信時に、お申込者またはご契約者が年金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
- お申込の撤回等は、書面により前記の期間内(8日以内の消印有効)に、当社へお申出ください。電話や口頭でのお申出はできません。
- つぎの場合には、お申込の撤回等を行うことはできません。
 - 当社が指定した医師による診査が終了している場合
 - 法人や国・地方公共団体がご契約のお申込をした場合
 - 既契約の更新または内容変更(保険金額の増額等)にかかるものである場合

クーリング・オフ可能								クーリング・オフできません
1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	

▲
お申込日

クーリング・オフ制度(お申込の撤回・ご契約の解除)のお申出の方法について

- お申込の撤回等をされる場合、つぎの事項を必ずお申込者(ご契約者)ご本人がご記入のうえ、書面(封書^{*1})にて、当社へお申出ください。

- ①お申込の撤回等をする旨の文言
- ②お申込者(ご契約者)の氏名(自署)・住所
- ③申込書番号(申込書控の右上または右下に記載されています)
- ④返金先口座(金融機関名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義人)^{*2}
- ⑤お申込の撤回等の申出日

*1 お客様の個人情報保護のために封書にてお送りください。

*2 保険料をお払込みいただいた場合のみご記入ください。なお、返金先口座はお申込者(ご契約者)の本人口座に限ります。

〈お申出のご記入例〉

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社 御中
 私は契約の申込の撤回を行ないます。
 申込者(契約者)名 ○○○○
 住所 ○○○県○○市○○○*
 申込書番号 *****
 返金先口座
 ××銀行××支店
 普通 *****
 口座名義人 ○○○○
 ○年○月○日

〈書面(封書)の送付先〉
 〒105-0023
 東京都港区芝浦1-1-1
 T&Dフィナンシャル生命 契約課 行

1.お知らせとお願い

お問合せ窓口

お申込の撤回等に関するご照会等は、つぎのお問合せ先までご連絡ください。

T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター

☎ 0120-302-572

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)

5 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、 特定疾病年金月額等が削減される場合について

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、特定疾病年金月額等が削減されることがあります。
- なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、この場合においても特定疾病年金月額等が削減されることがあります。詳細につきましては、生命保険契約者保護機構にお問合せください。

6 「生命保険契約者保護機構」について

- 当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。
 - 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
 - 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等の際に資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
 - 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、責任準備金等(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。(※4))。
 - なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。
- ※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります)。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)を超えていた契約を指します(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率=90%-(過去5年間の各年の予定利率-基準利率)の総和÷2

(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページでご確認できます。

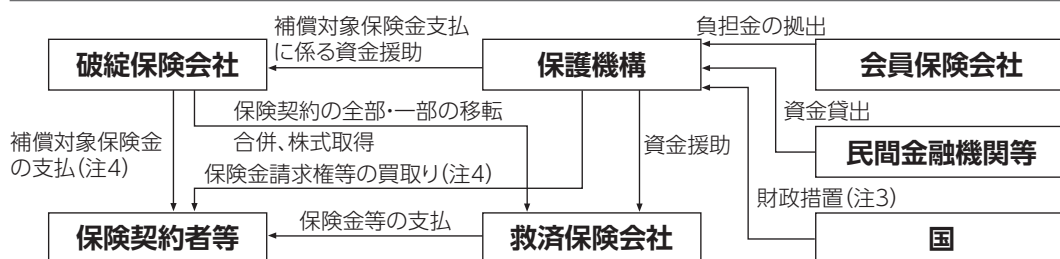
(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益等を財源として積立てている準備金等をいいます。

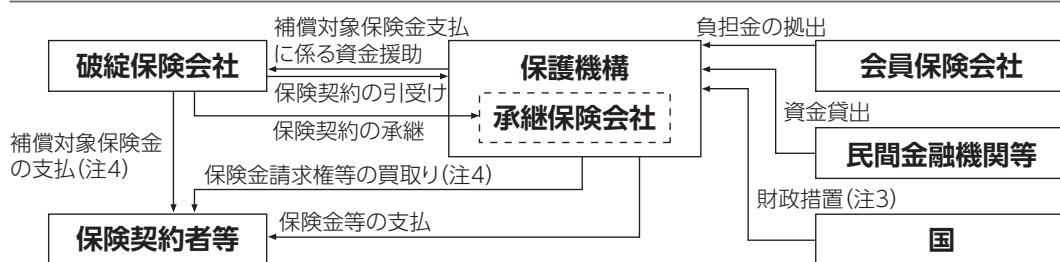
※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

●仕組の概略図

救済保険会社が現れた場合



救済保険会社が現れない場合



(注3) 上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注4) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

○補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

- ・生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先
生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

1.お知らせとお願い

7 個人情報のお取り扱いについて

1 当社がお客様から取得する個人情報の利用目的

- 当社は、お客様から取得する個人情報をつぎの目的のために業務上必要な範囲で利用いたします。

- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ②当社からの関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

※ただし、個人番号および特定個人情報については、保険取引に関する支払調書等作成事務に必要な範囲でのみ利用いたします。

※当社はお客様から取得した個人情報を、ご契約が締結に至らなかった場合や解約、保険期間満了等保険契約が消滅した後も、各種保険契約のお引受け、取引履歴の確認、各種照会等への対応、その他保険に関連・付随する業務等のために保持いたします。なお、取得した申込関係書類等についての返却はいたしません。

2 医療・健康等の機微(センシティブ)情報の利用目的

- 当社は、各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、保険事業の公正性確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から、業務上必要な範囲内において、お客様の同意をもって医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報を取得、利用または第三者提供いたします。また、当社は、取得した機微(センシティブ)情報を、業務上必要な範囲でご契約者・被保険者・生命保険募集人・事務担当者等へ開示する場合がございます。なお、人種、信条、門地、本籍地、保健医療、犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報については、保険業法施行規則に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

当社では、これらの機微(センシティブ)情報について、限定されている目的以外では利用いたしません。

3 個人情報の第三者への提供

- 当社は、つぎの場合を除き、お客様の個人情報を第三者に提供いたしません。

- ①当社とご契約者との間の保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険(再々保険以降の再保険を含む)を付すことがあり、再保険会社における当該再保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要なご契約者の個人情報のほか、被保険者の氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供する場合(外国にある再保険会社に提供する場合を含む)。

- ②法令に基づく場合

- ③前記①に記載する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、当社が事務を委託している当社グループ会社、外部の情報処理業者、嘱託医、生命保険面接士、募集代理店、契約確認会社等の事務委託先へ提供する場合(外国にある事務委託先へ提供する場合を含む)。

※ただし、個人番号および特定個人情報については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」で定められた場合を除き、第三者への提供はいたしません。

4 お問い合わせ窓口

- 当社では、お客様の個人情報に関するお問い合わせ窓口を設けています。保有個人情報の開示、訂正、利用停止等のご請求、その他個人情報に関するご照会等は、つぎのお問合せ先までご連絡ください。

T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター

 **0120-302-572**

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)

しおり

主な保険用語の
ご説明

お知らせと
お願い

この保険の
特徴と仕組み

ご契約にあたって

保険料について

ご契約後の
お取扱について

年金等を
お支払いできない場合

その他情報

1.お知らせとお願い

8 「支払査定時照会制度」について

●保険金等のご請求に際し、あなたのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払の判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社（T&Dフィナンシャル生命）が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続の詳細については、「お客様サービスセンター」にお問い合わせください。

相互照会事項

- 次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- ①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
- ②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとする）
- ③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

- 上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。

9 被保険者によるご契約者への解約の請求について

- 被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、つぎに掲げる事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。

この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行なう必要があります。

- ①ご契約者または年金等の受取人が当社に保険給付を行なわせることを目的として年金等のお支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
- ②年金等の受取人が当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行なった、または行なおうとした場合
- ③上記①②の他、被保険者のご契約者または年金等の受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約のお申込の同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

10 債権者等による解約について

1 差押債権者、破産管財人等による解約について

- ご契約者の差押債権者、破産管財人等(以下、「債権者等」といいます。)によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。

2 特定疾病年金の受取人・特定疾病一時金の受取人によるご契約の存続について

- 債権者等が解約の通知を行なった場合でも、解約が当社に通知された時において、つぎのすべてを満たす特定疾病年金の受取人・特定疾病一時金の受取人はご契約を存続させることができます。

- ①被保険者本人であること
- ②ご契約者でないこと

- 特定疾病年金の受取人・特定疾病一時金の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到着した日の翌日からその日を含めて1か月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行なう必要があります。

- ①ご契約者の同意を得ること
- ②解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等にお支払いすべき金額を債権者等に対してお支払いすること
- ③上記②について、債権者等にお支払いした旨を当社に対して通知すること(当社への通知についても期間内に行なうこと)

2

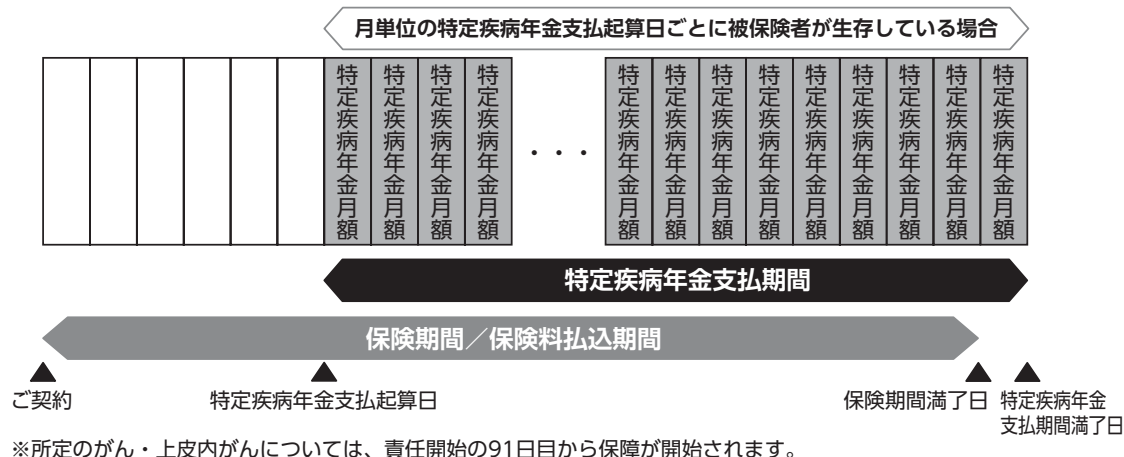
この保険の特徴と仕組み

- 1 概要
- 2 特定疾病年金について
- 3 保険料の払込免除について
- 4 特定疾病一時金特約(無解約払戻金・Ⅱ型)について
- 5 責任開始期に関する特約について
- 6 指定代理請求特約について

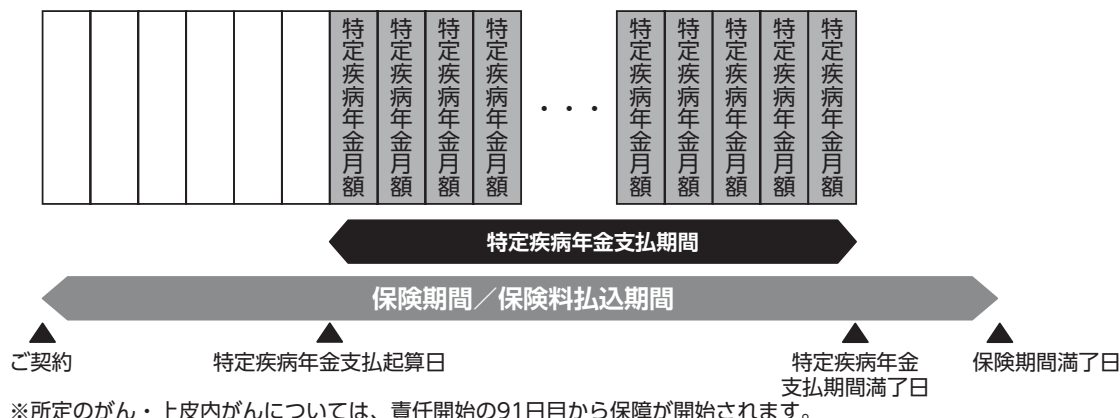
2.この保険の特徴と仕組み

1 概要

仕組図（イメージ）：有期年金の場合



仕組図（イメージ）：5年確定年金の場合



被保険者が特定疾病により所定の状態に該当された場合、特定疾病年金をお支払いします

- ご契約時につぎのいずれかの年金を選択いただけます。
- 有期年金
- 5年確定年金
- 被保険者が特定疾病により所定の状態に該当された場合、特定疾病年金を毎月お支払いします。
- 特定疾病年金月額、ご契約者が定めた金額となります。

保険料の払込免除について

- 被保険者が上皮内がんと診断確定された場合、または所定の高度障害状態、所定の身体障害の状態に該当した場合、以後の保険料(特約部分を含む)の払込が免除されます。

参 照

特定疾病年金について、くわしくはしおり18をご覧ください。

参 照

保険料の払込免除について、くわしくはしおり19をご覧ください。

2 特定疾病年金について

- 被保険者が特定疾病により所定の状態に該当された場合、特定疾病年金を毎月お支払いします。

【有期年金】

- ご契約者が指定された特定疾病年金月額を特定疾病年金支払起算日*1にお支払いします。第2回目以後の特定疾病年金は月単位の特定疾病年金支払起算日ごとに被保険者が生存している限り、特定疾病年金支払期間満了日(保険期間満了日の翌日までに到来する最後の年単位の特定疾病年金支払起算日の応当日からその日を含めて1年経過後の応当日の前日)まで毎月お支払いします。
- 被保険者が特定疾病により所定の状態に該当された日以後、特定疾病年金支払起算日前までにお亡くなりになられた場合、特定疾病年金の受取人の法定相続人に第1回目から第12回目の特定疾病年金の現価に相当する金額を一括してお支払いします。
- 被保険者が特定疾病年金支払起算日以後、最後の特定疾病年金支払日前までにお亡くなりになられた場合、特定疾病年金の受取人の法定相続人に、被保険者がお亡くなりになられた日の直後に到来する年単位の特定疾病年金支払起算日の前日までの期間の特定疾病年金の現価に相当する金額を一括してお支払いします。

【5年確定年金】

- ご契約者が指定された特定疾病年金月額を特定疾病年金支払起算日*1にお支払いします。第2回目以後の特定疾病年金は月単位の特定疾病年金支払起算日ごとに、特定疾病年金支払期間満了日まで毎月お支払いします。
- 特定疾病年金支払期間は5年となります。
- 特定疾病により所定の状態に該当された日以後、最後の特定疾病年金支払日前であれば、特定疾病年金でのお受取に代えて、特定疾病年金支払期間の残存期間に対する特定疾病年金の現価に相当する金額の一部*2または全部を一括でお支払いします。
- 被保険者が特定疾病により所定の状態に該当された日以後、最後の特定疾病年金支払日前までにお亡くなりになられた場合、特定疾病年金の受取人の法定相続人に特定疾病年金支払期間の残存期間に対する特定疾病年金の現価に相当する金額を一括してお支払いします。

*1 特定疾病年金の支払事由が生じた日の直後に到来する月単位の契約応当日。

*2 特定疾病年金の一部を受け取る場合、支払後の特定疾病年金月額が5万円に満たない場合はお取扱いできません。

備考

募集代理店により、年金の種類の一部を取り扱わない場合があります。

参照

特定疾病年金をお支払いできない場合について、くわしくはしおり41をご覧ください。

備考

被保険者がお亡くなりになられた場合は「お客様サービスセンター」までご連絡ください。



この保険は保険期間を通じて死亡保障がありません。



ご契約後、年金の種類を変更することはできません。



年金の種類が有期年金の場合、特定疾病年金の一括支払はお取扱いできません。



特定疾病年金が支払われた場合、その後別の特定疾病年金の支払事由に該当し、特定疾病年金の請求をされても特定疾病年金は重複してお受取りいただくことはできません。



お支払事由に該当し年金総額をお支払いした場合、ご契約は消滅します。



被保険者が給付責任開始日の前日までに所定のがんと診断確定された場合で、診断確定の日からその日を含めて180日以内にご契約者からお申出があったときは、このご契約を無効とし、このご契約の既払込保険料に相当する金額をご契約者に払い戻します。

2.この保険の特徴と仕組み

【特定疾病により所定の状態に該当された場合について】

特定疾病により所定の状態に該当された場合とは約款に定めのある下記①～③をいいます。

- ①被保険者が、給付責任開始日(責任開始の日からその日を含めて91日目。ただし、91日目以降に復活をされた場合は復活日)以後、保険期間中に生まれて初めて所定のがん*と診断確定されたとき。
- ②被保険者が責任開始期以後に発病した疾病を原因として、保険期間中に所定の急性心筋梗塞を発病し、その治療を目的としてつぎのいずれかに該当された場合。
 - 手術を受けられた場合。
 - 継続して20日以上入院をされた場合。
- ③被保険者が責任開始期以後に発病した疾病を原因として、保険期間中に所定の脳卒中を発病し、その治療を目的としてつぎのいずれかに該当された場合。
 - 手術を受けられた場合。
 - 継続して20日以上入院をされた場合。

*所定のがんについて、前がん状態の病変、境界悪性、上皮内がんは、お支払の対象とはなりません。したがって子宮筋腫のような良性新生物、大腸の粘膜内がんなどの上皮内がんはお支払の対象とはなりません。

※所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中については、普通保険約款別表2「対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変」および普通保険約款別表4「新生物の形態の性状コード」をご覧ください。

3 保険料の払込免除について

●上皮内がん*¹と診断確定された場合、所定の高度障害状態*²、所定の身体障害の状態*³に該当した場合、以後の保険料の払込が免除されます。

- 被保険者が給付責任開始日(責任開始の日からその日を含めて91日目。ただし、91日目以降に復活をされた場合は復活日)以後、保険料払込期間中に生まれて初めて上皮内がん*¹と診断確定された場合。
- 被保険者が責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害により、保険料払込期間中に所定の高度障害状態*²に該当した場合。
- 被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故*⁴による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障害の状態*³に該当した場合。

*¹ 対象となる上皮内がんについては、普通保険約款別表3「対象となる上皮内新生物」および普通保険約款別表4「新生物の形態の性状コード」をご覧ください。

*² 対象となる高度障害状態については、普通保険約款別表9「対象となる高度障害状態」をご覧ください。

*³ 対象となる身体障害の状態については、普通保険約款別表10「対象となる身体障害の状態」をご覧ください。

*⁴ 対象となる不慮の事故については、普通保険約款別表8「対象となる不慮の事故」をご覧ください。



被保険者が給付責任開始日の前日までに上皮内がんと診断確定された場合で、診断確定の日からその日を含めて180日以内にご契約者からお申出があったときは、このご契約を無効とし、このご契約の既払込保険料に相当する金額をご契約者に払い戻します。

4 特定疾病一時金特約(無解約払戻金・Ⅱ型)について

- 特定疾病一時金特約(無解約払戻金・Ⅱ型)とは、被保険者が保険期間中にこの特約のお支払事由に該当された場合に特定疾病一時金または上皮内がん診断一時金をお支払いする特約です。この特約はご契約時に付加するか選択をいただきます。

【特定疾病一時金】

ご契約者が指定された特定疾病一時金額を特定疾病により所定の状態に該当された場合、お支払いします。なお、上皮内がん診断一時金のお支払後、特定疾病により所定の状態に該当された場合は特定疾病一時金額の90%をお支払いします。

【上皮内がん診断一時金】

ご契約者が指定された特定疾病一時金額の10%を給付責任開始日(責任開始の日からその日を含めて91日目。ただし、91日目以降に復活をされた場合は復活日)以後、特定疾病一時金のお支払事由に該当せず、生まれて初めて上皮内がんと診断確定された場合、お支払いします。

- 主契約の保険料の払込が免除された場合は、同時にこの特約の保険料の払込も免除されます。
- この特約を付加した場合の特定疾病一時金額の減額について
減額後の特定疾病一時金額が50万円に満たない場合は、特定疾病一時金額の減額をお取り扱いしません。



お支払事由に該当し特定疾病一時金を支払われた場合、特定疾病一時金特約(無解約払戻金・Ⅱ型)は消滅します。



被保険者が給付責任開始日の前日までに所定のがんまたは上皮内がんと診断確定された場合で、診断確定の日からその日を含めて180日以内にご契約者からお申出があったときは、この特約を無効とし、この特約の既払込保険料に相当する金額をご契約者に払い戻します。

備考

募集代理店により、特定疾病一時金特約(無解約払戻金・Ⅱ型)を取り扱わない場合があります。

参照

特定疾病一時金・上皮内がん診断一時金をお支払いできない場合について、くわしくはしおり41をご覧ください。

参照

特定疾病により所定の状態に該当された場合について、くわしくはしおり19をご覧ください。

参照

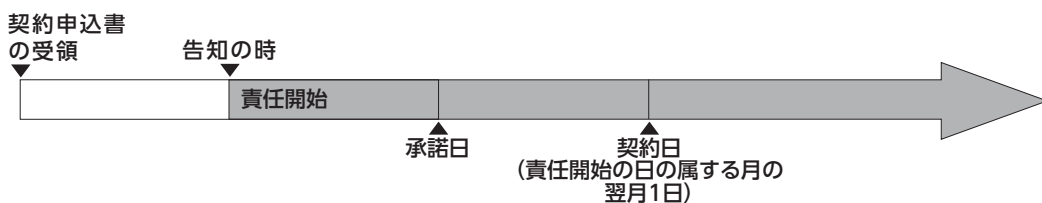
主契約の特定疾病年金額の減額について、くわしくはしおり31をご覧ください。

2.この保険の特徴と仕組み

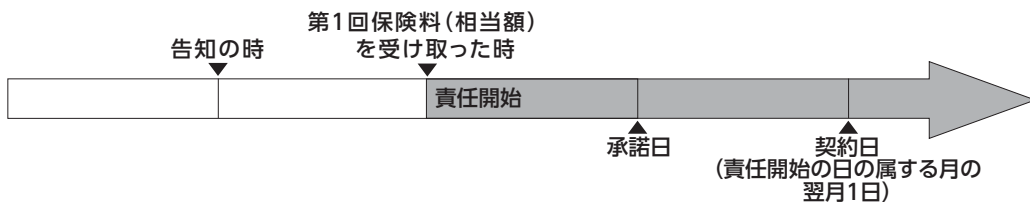
5 責任開始期に関する特約について

- 責任開始期に関する特約とは第1回保険料のお払込をこの保険の責任開始期の要件とせず、当社がお申込みいただいたご契約の引受を承諾した場合、契約申込書の受取と告知がともに完了した時からご契約上の責任を開始することができる特約です。
- この特約はご契約の際に付加することができます。
- 第1回保険料の払込期間
この特約を付加したご契約の第1回保険料の払込期間は責任開始の日から責任開始の日の属する月の翌月末日までとなります。
- 第1回保険料の払込猶予期間
この特約を付加したご契約の第1回保険料の払込猶予期間は第1回保険料の払込期間の翌月初日から末日までとなります。
- 第1回保険料のお払込がない場合
この特約を付加したご契約の第1回保険料について、第1回保険料の払込猶予期間内に保険料のお払込がない場合、ご契約は無効となります。なお、第1回保険料のお払込がなく、ご契約が無効となった場合、ご契約の再申込はお取り扱いしない場合があります。
- 年金等のお支払の際の保険料精算
 - 第1回保険料の払込前に年金等のお支払事由が発生した場合
第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の払込猶予期間満了日までに年金等のお支払事由が発生した場合、第1回保険料を年金等から差し引きます。ただし、2回目以降の保険料について、未払込保険料がある場合は第1回保険料とあわせて年金等から差し引きます。なお、年金等の額が第1回保険料の金額より少ないときは、第1回保険料の払込猶予期間満了日までに第1回保険料をお払込みいただきます。
 - 第1回保険料の払込前に保険料の払込免除事由が発生した場合
第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の払込猶予期間満了日までに保険料の払込免除事由が生じた場合、第1回保険料の払込猶予期間満了日までに第1回保険料をお払込みいただきます。ただし、2回目以降の保険料について、未払込保険料がある場合は第1回保険料とあわせてお払込みいただきます。

月払で責任開始期に関する特約を付加し契約申込書の受領後、告知があった場合



～ご参考～月払で責任開始期に関する特約を付加せず、告知後に第1回保険料(相当額)を受け取った場合



契約始期指定(契約日特例の不適用)のお取扱を選択されている場合、この特約を同時に付加することはできません。

備考

募集代理店によりこの特約を取り扱わない場合があります。

参照

保険料のお払込について、くわしくはしおり29をご覧ください。

参照

第1回保険料払込後の年金等のお支払の際の保険料精算について、くわしくはしおり32をご覧ください。

参照

責任開始期に関する特約を付加しない場合の責任開始期について、くわしくはしおり27をご覧ください。

備考

契約始期指定(契約日特例の不適用)のお取扱についてのご照会等は「お客様サービスセンター」までご連絡ください。

6 指定代理請求特約について

- 指定代理請求特約とは年金等の受取人である被保険者が年金等を請求できない「特別な事情」があると当社が認めた場合に、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が、年金等の受取人の代理人として年金等を請求することができる特約です。

- この特約の対象となる年金等はつぎのとおりとなります。

- ①特定疾病年金
- ②被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料の払込免除
- ③特定疾病一時金
- ④上皮内がん診断一時金

- 被保険者が年金等を請求できない「特別な事情」について
「特別な事情」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- ①傷害または疾病により、年金等を請求する意思表示ができない場合
- ②傷病名(当社が認めるものに限りです。)の告知を受けていない場合
- ③その他①および②に準じた状態である場合

- 指定代理請求人について

指定代理請求人は、ご契約者が被保険者の同意を得て、つぎのいずれかの要件を満たす方の中からあらかじめ指定いただいた方(1名のみ)となります。

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
- ②被保険者の直系血族
- ③被保険者の3親等内の親族
- ④被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている方
- ⑤被保険者の財産管理を行なっている方
- ⑥その他上記④から⑤までに掲げる方と同等の関係にある方

- ご契約者は被保険者の同意を得て、指定代理請求人を上記①～⑥の範囲内で変更することができます。
 - ご契約者は被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、指定代理請求人が指定されていないものとして取り扱います。
 - 指定(変更)時に上記の要件を満たしていても、ご請求時に上記の要件を満たしていないときは、指定代理請求人は請求をすることができません。
 - 指定代理請求特約を付加した後、つぎのいずれかに該当する場合は年金等の受取人の戸籍上の配偶者等*が年金等の受取人の代理人として年金等を請求することができます。
<つぎのいずれかに該当する場合>
 1. 指定代理請求人が指定されていない場合
 2. 請求時において、指定代理請求人がすでに死亡している場合
 3. 請求時において、指定代理請求人が上記①～⑥の要件を満たしていない場合
 4. 指定代理請求人が傷害または疾病により、年金等を請求する意思表示ができない場合もしくはこれに準じる状態であると当社が認めた場合
- *つぎに定める方が年金等の受取人の代理人として年金等を請求することができます。
- ア. 戸籍上の配偶者
 - イ. 上記ア. に該当する方がいない場合もしくは傷害または疾病により、年金等を請求する意思表示ができない場合などには年金等の受取人と同居または生計を一にしている3親等内の親族
 - ウ. 上記ア. およびイ. に該当する方がいない場合もしくは傷害または疾病により、年金等を請求する意思表示ができない場合などには年金等を請求すべき適当な理由があると当社が認めた方

- 当社がこの特約に基づき、年金等をお支払いした場合には、その後受取人ご本人よりこの特約に基づき、お支払いした年金等をご請求いただいても、重複してお支払いしません。

- ご契約者はいつでもこの特約を解約することができます。

備考

年金はご請求の際に一括での受取をお選びいただくこともできます。

備考

年金等は指定代理請求人の口座に振り込むこともできます。口座振込には、指定代理請求人の住民票等の公的書面、当社所定の書面の提出が必要です。

3

ご契約にあたって

- 1 現在のご契約を解約・減額することを前提に、新たなご契約のお申込をされる場合について
- 2 ご契約の申込書の記入について
- 3 告知義務について
- 4 責任開始期と契約日について
- 5 保険証券のご確認について

3.ご契約にあたって

1 現在のご契約を解約・減額することを前提に、 新たにご契約のお申込をされる場合について

- 現在、T&Dフィナンシャル生命または他社等でご加入されているご契約を解約または減額するときには、一般的につきの点について、ご契約者にとって不利益となることがあります。
 - 解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となる場合があります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかの場合があります。
 - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失なう場合があります。
 - 新たにお申込のご契約について、被保険者の健康状態等によりお断りする場合があります。
 - 現在ご加入されているご契約を解約された場合、一度解約されたご契約は元に戻すことはできません。また、現在ご加入されているご契約を減額された場合、元のご契約に戻す(復旧)取扱に制限を受けることがあります。
 - 保険料の基礎となる予定利率等は、現在のご契約と新たにご契約とで異なることがあります。例えば、新たにご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、通常、主契約等の保険料が高くなります。
 - 保障の見直しにあたっては、契約転換制度を利用する方法や増額・中途付加をする方法等もありますので、あわせてご検討ください。

2 ご契約の申込書の記入について

- 申込書は、ご契約者および被保険者がご自身で正確にご記入ください。また、ご記入内容を十分お確かめのうえ、ご署名をお願いします。

3 告知義務について

●告知の重要性

ご契約者や被保険者には、被保険者の現在の健康状態等について告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方等が無条件にご契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、被保険者の現在の健康状態や職業等について告知書で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。なお、告知書には、被保険者ご自身でご記入ください。当社は、この内容に基づいてご契約のお引受をするかどうかを決定します。また、T&Dフィナンシャル生命が指定した医師による診査扱の場合、医師が口頭で告知を求める場合がありますので、その場合も同様にありのままを正確にもれなくお伝え(告知)ください。

●告知受領権

告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。募集代理店の担当者(生命保険募集人)は告知受領権がなく、募集代理店の担当者に口頭でお話しされただけでは、告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

●契約確認・保険金確認

当社の確認担当職員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または年金等のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等についてご確認させていただきます場合があります。

●ご契約の引受について

当社では、ご契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じた引受対応を行っております。傷病歴等がある場合でも、その内容によってはお引受けすることがあります。

●正しく告知されない場合のデメリット

告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日(復活の場合は復活日)から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。

○責任開始の日(復活の場合は復活日)から2年を経過していても、年金等のお支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。

○ご契約または特約を解除した場合には、たとえ年金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込を免除する事由が発生していても、お払込を免除することはできません(ただし、「年金等の支払事由の発生または保険料の払込免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、年金等をお支払または保険料の払込免除をすることがあります)。

※なお、上記のご契約を解除させていただく場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、年金等をお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、年金等をお支払いできないことがあります。この場合、

- ・告知義務違反による解除の対象外となる責任開始の日(復活の場合は、復活日)から2年経過後にも当社はご契約を取り消すことがあります。
- ・また、すでにお払込みいただいた保険料はお返ししません。

※「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」をご検討のお客様はつぎの事項にご留意ください。

- ・一般のご契約と同様に告知義務があります。
「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約の責任開始の日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- ・また、詐欺によるご契約の取消の規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
- ・よって、告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約のお引受ができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取消となることもありますので、ご注意くださいますようお願いいたします。

○告知にあたり、生命保険募集人が、告知することを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約を解除することができます。

●その他、告知に関する疑問、告知いただいた内容のご照会等は、つぎのお問合せ先までご連絡ください。

T&Dフィナンシャル生命 告知専用フリーダイヤル

☎ 0120-115-471

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)

3.ご契約にあたって

4 責任開始期と契約日について

●責任開始期

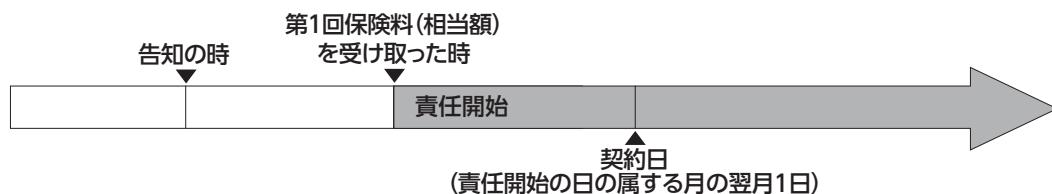
当社は、ご契約のお申込を承諾した場合、第1回保険料(相当額)を受け取った時(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)からご契約上の責任を開始します。

●契約日

保険料の払込方法(回数)に応じて、つぎのとおりです。

- 月払…当社の責任開始の日の属する月の翌月1日(契約始期指定(契約日特例の不適用)の取扱を選択されている場合は当社の責任開始の日)
- 年払…当社の責任開始の日

月払で被保険者に関する告知後に第1回保険料(相当額)を受け取った場合



年払で被保険者に関する告知前に第1回保険料(相当額)を受け取った場合



ご参考 契約始期指定(契約日特例の不適用)のお取扱について

- 保険料払込方法(回数)が月払で保険料払込方法(経路)が口座振替扱またはクレジットカード扱の場合、約款で定められている契約日は責任開始の日の属する月の翌月1日となりますが、ご契約者からお申出があり、当社が承諾をした場合、責任開始の日を契約日とすることができます。
- 契約始期指定(契約日特例の不適用)はつぎの条件を満たす場合にお取り扱いできます。
 - ・保険料払込方法(回数)が月払であること
 - ・被保険者が責任開始の日から責任開始の日の属する月の翌月1日までに誕生日を迎えることにより契約年齢が上がること
- 責任開始期に関する特約を付加する場合、このお取扱はできません。

5 保険証券のご確認について

- ご契約をお引受けしますと、当社は、保険証券をご契約者にお送りします。お届けしました保険証券に記載していることがらが、お申込の際の内容と相違していないかどうか、もう一度よくお確かめください。もし、内容に相違がございましたら、お手数でも、すぐに同封の「ご確認封書」をお送りいただくか、「お客様サービスセンター」にご連絡いただきますようお願いいたします。
- 「保険証券」は、ご契約上のお手続きに欠かせないものです。大切に保存してください。

参 照

責任開始期に関する特約を付加している場合の責任開始期について、くわしくはしおり21をご覧ください。

備 考

契約始期指定(契約日特例の不適用)のお取扱についてのご照会等は「お客様サービスセンター」までご連絡ください。

4

保険料について

- 1 保険料のお払込について
- 2 保険料の払込猶予期間とご契約の失効について
- 3 ご契約の復活について
- 4 保険料のお払込が困難なときの継続方法について
- 5 年金等のお支払の際の保険料精算について

4.保険料について

1 保険料のお払込について

1 第1回保険料(相当額)のお払込について

- この保険は、第1回保険料(相当額)の払込方法を「当社が指定する金融機関の口座へのお振込」に限定しており、生命保険募集人による保険料の受領はお取り扱いしておりません。また、領収証の発行は省略させていただきます。

2 保険料のお払込方法(回数)について

- 保険料のお払込方法(回数)はつぎのとおりです。
 - 月払…毎月1回お払込みいただく方法です。
 - 年払…年1回お払込みいただく方法です。
- 保険料払込期間中であれば、当社の定める範囲内で保険料のお払込方法(回数)を変更することができます。

3 2回目以降の保険料のお払込方法(経路)について

- 2回目以降の保険料のお払込方法(経路)はつぎのとおりです。
 - 口座振替扱
当社が保険料口座振替を取扱可能な金融機関のご契約者の口座から保険料が自動的に振り替えられます。
 - クレジットカード扱
当社が保険料決済の取扱を提携しているクレジットカード発行会社との間で締結された会員規約等に基づき、当社の定める範囲内でクレジットカードにより保険料をお払込みいただくことができます。
- 保険料払込期間中であれば、当社の定める範囲内で保険料のお払込方法(経路)を変更することができます。

4 2回目以降の保険料の払込期月について

- 2回目以降の保険料の払込期月は保険料の払込方法(回数)に応じてつぎのとおりです。
 - 月払…月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
 - 年払…年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

5 保険料が充当される期間(保険料期間)について

- 保険料の払込方法(回数)に応じて、つぎのとおりです。
 - 月払…月単位の契約応当日からつぎの月単位の契約応当日の前日まで
 - 年払…年単位の契約応当日からつぎの年単位の契約応当日の前日まで

備考

責任開始期に関する特約を付加している場合の第1回保険料のお払込方法(経路)はご契約時に選択いただいた口座振替扱またはクレジットカード扱のいずれかとなります。

備考

口座振替扱、クレジットカード扱のお取扱について、くわしくは各取扱の申込書とともにお渡しするご案内をご覧ください。

参照

責任開始期に関する特約を付加している場合の第1回保険料の払込期間について、くわしくはしおり21をご覧ください。

6 保険料のお払込が不要となった場合のお取扱について

●保険料のお払込方法(回数)が年払のご契約の場合、保険料のお払込が不要となったときのお取扱はつぎのとおりです。

○保険料をお払込みいただいた後に、ご契約の消滅、年金等のお支払事由発生、ご契約の解約や減額、保険料の払込免除事由発生等により、保険料のお払込が不要となった場合は、つぎの金額をお支払いします。

＜お支払いする金額＞

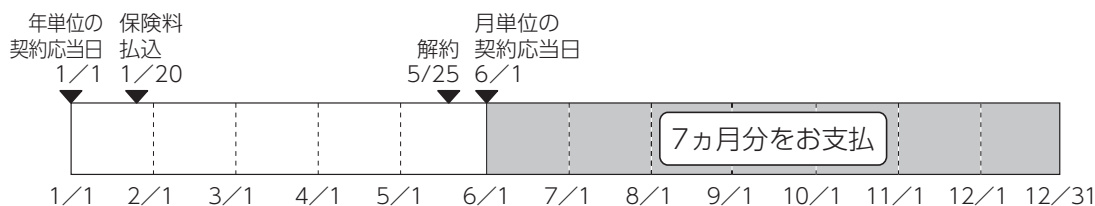
すでに払い込まれた保険料(保険料の一部のお払込を要しなくなった場合は、そのお払込を要しなくなった部分に限ります)のうち、保険料のお払込が不要となった日の翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日からその月単位の契約応当日の属する保険料期間の末日までの月数に応じた保険料相当額

【年払のご契約を解約した場合】

＜ご契約例＞ 契約応当日：1月1日 月単位の契約応当日：毎月1日

1月20日に年払保険料を払い込んだ後、5月25日に契約を解約した場合

⇒保険料のお払込を要しなくなったのは契約を解約した5月25日であり、その翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日は6月1日となります。したがって、6月1日から12月31日までの7ヵ月分に対応する保険料相当額をお支払いします。



保険料の払込方法(回数)が月払のご契約については、保険料のお払込が不要となった場合のお取扱はありません。

2 保険料の払込猶予期間とご契約の失効について

1 2回目以降の保険料の払込猶予期間について

●2回目以降の保険料の払込猶予期間は保険料の払込方法(回数)に応じて、つぎのとおりです。

○月払…2回目以降の保険料の払込期月の翌月初日から末日まで

○年払…2回目以降の保険料の払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで

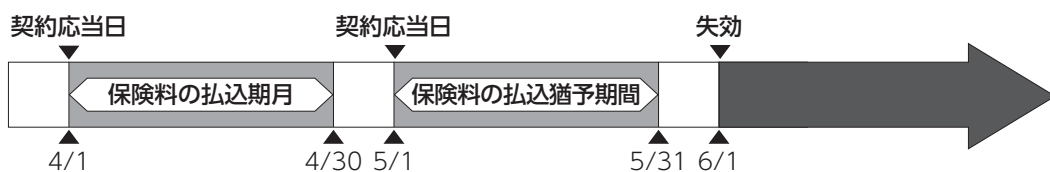
- ・翌々月の月単位の契約応当日がない場合は、その月の末日まで
- ・2回目以降の保険料の払込期月の契約応当日が2月・6月・11月の各末日の場合は、それぞれ4月・8月・1月の各末日まで

参 照

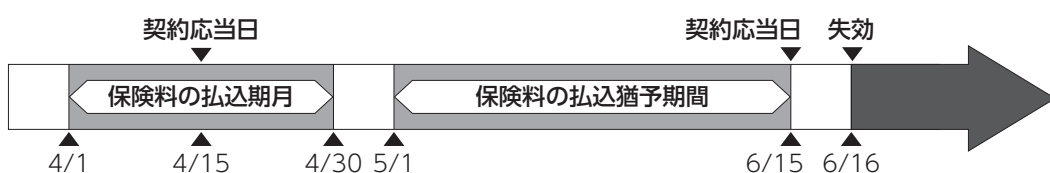
責任開始期に関する特約を付加している場合の第1回保険料の払込猶予期間について、くわしくはしおり21をご覧ください。

4.保険料について

例:2回目以降の保険料の払込猶予期間(月払の場合)



例:2回目以降の保険料の払込猶予期間(年払の場合)



2 ご契約の失効について

- 2回目以降の保険料について、保険料のお払込がないまま保険料の払込猶予期間を過ぎますと、ご契約は保険料の払込猶予期間満了日の翌日から効力を失います。これを失効といいます。
- この保険には、保険料の自動振替貸付制度はありません。

3 ご契約の復活について

- 2回目以降の保険料のお払込がないまま、ご契約の効力を失ったご契約でも、失効をした日からその日を含めて1年以内であれば、当社の定める範囲内でご契約の復活を請求いただくことができます。
- ご契約を復活する際には、あらためて告知または診査をしていただきます。現在または過去の健康状態等によっては、復活をお断りする場合があります。
- 当社が復活を承諾した場合、お払込がなかった保険料の払込期月の契約応当日から復活する日まで延滞した保険料を当社が受け取った時(告知前に受け取ったときは告知の時)から、保険契約上の責任を開始します。

4 保険料のお払込が困難なときの継続方法について

- 保険料のご都合がつかない場合でも、特定疾病年金月額の減額や特定疾病一時金額(特定疾病一時金特約(無解約払戻金・Ⅱ型)を付加している場合)の減額をすることにより、保険料のご負担を軽減して継続する方法があります。
- 減額後の特定疾病年金月額が当社所定の金額に満たない場合は、特定疾病年金月額の減額をお取り扱いしません。
- 特定疾病年金月額を減額した場合の減額部分は解約されたものとしてお取り扱いします。
- 特定疾病年金月額が減額された場合は、その内容をご契約者に書面により通知します。

参 照

責任開始期に関する特約を付加している場合の第1回保険料のお払込がない場合について、くわしくはしおり21をご覧ください。

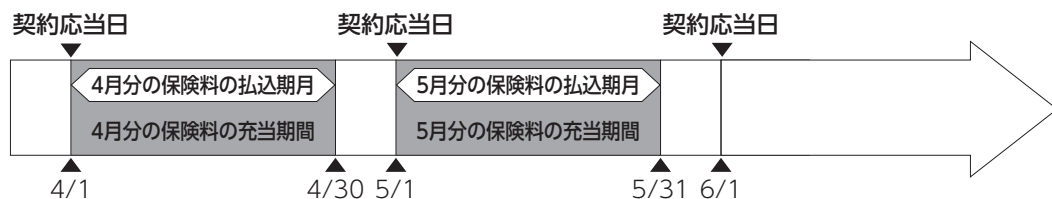
参 照

特定疾病一時金額の減額について、くわしくはしおり20をご覧ください。

5 年金等のお支払の際の保険料精算について

- 保険料は保険料の払込期月中の契約応当日に払い込まれるものとして計算され、保険料の払込期月の契約応当日からつぎの保険料の払込期月の契約応当日の前日までの期間に充当されます。

例:保険料の払込期月と充当期間(月払の場合)

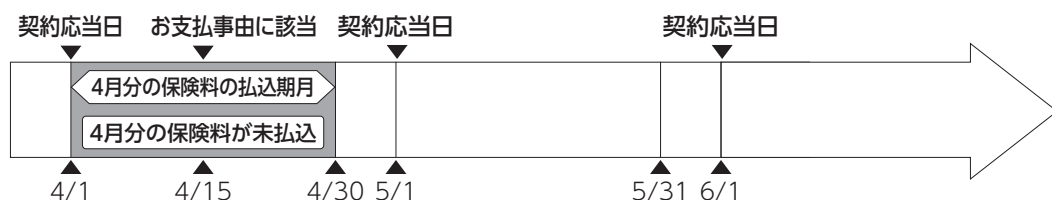


- したがって、年金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した日を含む期間に充当すべき保険料が払い込まれていない場合は、つぎのようにお取扱いします。

○保険料の払込期月に保険料の払込がない状態の場合

- ・年金等のお支払事由が発生した場合
未払込保険料を年金等から差し引きます。なお、年金等の金額が未払込保険料より少ないときは、保険料の払込猶予期間満了日までに未払込保険料をお払込みいただきます。
- ・保険料の払込免除の事由に該当した場合
保険料の払込猶予期間満了日までに未払込保険料をお払込みいただきます。

例:保険料の払込期月に保険料の払込がない状態の場合(月払の場合)

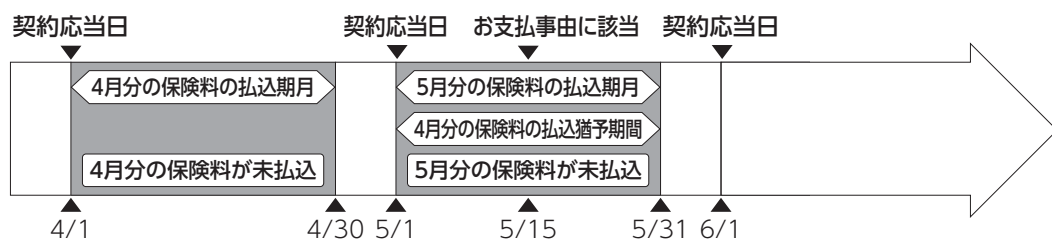


○年金等の金額から4月分の保険料を差し引きます。

○保険料の払込猶予期間中に保険料の払込がない状態の場合

- ・年金等のお支払事由が発生した場合
2ヵ月分の未払込保険料を年金等から差し引きます。なお、年金等の金額が未払込保険料より少ないときは、保険料の払込猶予期間満了日までに未払込保険料をお払込みいただきます。
- ・保険料の払込免除の事由に該当した場合
保険料の払込猶予期間満了日までに2ヵ月分の未払込保険料をお払込みいただきます。

例:保険料の払込猶予期間中に保険料の払込がない状態の場合(月払の場合)



○年金等の金額から4月分と5月分の保険料を差し引きます。

参 照

責任開始期に関する特約を付加している場合の第1回保険料払込前の年金等のお支払の際の保険料精算について、くわしくはしおり21をご覧ください。

5

ご契約後のお取扱について

- 1 ご契約後のお手続きにあたって
- 2 保障内容の見直しについて
- 3 年金等のご請求について
- 4 解約について
- 5 年金等の請求権の時効について
- 6 ご請求書類一覧

5.ご契約後のお取扱について

1 ご契約後のお手続きにあたって

- ご契約後のお手続きについては、「お客様サービスセンター」までご連絡ください。

T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター

 **0120-302-572**

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)

- ご契約後のお手続きの例

- 特定疾病年金の請求
- 特定疾病一時金の請求
- 上皮内がん診断一時金の請求
- 保険料の払込免除の請求
- 年金等の指定代理請求
- 解約の請求
- 特定疾病年金月額減額の請求
- 特定疾病一時金額減額の請求
- ご契約の復活の請求
- ご契約者の変更
- 住所・電話番号の変更
- 保険証券の再発行

2 保障内容の見直しについて

- 現在のご契約の保障内容を見直されたいときには、つぎのような方法がご利用いただけます。

ご利用いただく方法	追加契約
特徴	●現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。
仕組み	●現在のご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。 ●ご契約は2件になります。
図解	追加契約 + 現在のご契約 → 現在のご契約
保険料	●新しい保険のご契約時の年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお支払いいただきます。



上記の方法は現在のご契約内容により、当社所定の条件を満たすことが必要となります。くわしくは、「お客様サービスセンター」にご相談ください。



上記方法をご利用いただく場合、あらためて診査(または告知)が必要となります。健康状態によっては、ご利用いただけない場合があります。

3 年金等のご請求について

1 年金等のご請求の流れ

年金等のお支払事由に該当された場合はご連絡ください

- 年金等のお支払事由に該当された場合は「お客様サービスセンター」までご連絡ください。年金等のお支払までの流れについてご案内したうえで、請求書類をお送りします。



請求書類をご提出ください

- お送りする請求書にご記入のうえ、保険証券等の請求書類とあわせてご提出ください。



お支払いできることが確定した後に年金等をお支払いします

- 年金等は、ご提出いただいた書類の内容を確認し、ご契約の約款に基づきお支払いできることが確定した後にお支払いします。
- ただし、お支払の可否判断にあたって年金等の受取人・医療機関・捜査機関等に確認を行ったとき等、お支払までに日数がかかる場合があります。この場合、年金等をお支払いできることが確定した後、お支払いします。

備考

年金等の支払日が営業日でない場合、翌営業日のお支払となります。

5.ご契約後のお取扱について

2 年金等のお支払期限について

●年金等をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、つぎのとおりとします。

	年金等をお支払いするための確認等が必要な場合	お支払期限
①	年金等をお支払いするために確認が必要なつぎの場合 ・年金等のお支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ・告知義務違反に該当する可能性がある場合 ・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	請求書類が当社に到着した日*の翌日からその日を含めて45日以内にお支払いします。
②	上記①の確認を行なうために特別な照会や調査が必要なつぎの場合 (1)医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合 (2)弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会が必要な場合 (3)研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 (4)ご契約者、被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 (5)日本国外における調査が必要な場合	請求書類が当社に到着した日*の翌日からその日を含めて、それぞれ (1)60日、(2)90日、(3)120日、 (4)180日、(5)90日 以内にお支払いいたします。

*請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

※年金等をお支払いするための上記①②の確認等を行なう場合、当社は年金等のご請求者に通知します。

※年金等をお支払いするための上記①②の確認等に際し、ご契約者・被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、または確認に応じなかったときは、当社はこれにより確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金等をお支払いしません。

4 解約について

長期継続のお勧め

ご契約を解約された場合、解約された時点でご契約は消滅し、その保険の持つ効力はすべて失われます。ご契約いただいたこの保険は、ご自身やご家族の生活保障等にお役に立つ大切な財産ですから、ぜひとも末永くご継続ください。

●この保険は保険期間を通じて解約払戻金のお支払がありません。

●解約をご希望の場合は、「お客様サービスセンター」までご連絡ください。解約のご請求についてご案内のうえ、請求書類をお送りします。

5 年金等の請求権の時効について

●年金等のご請求は、そのご請求ができるようになった時から3年を過ぎますと、その権利がなくなりますのでご注意ください。

6 ご請求書類一覧

●年金等のご請求には、つぎの書類をご準備ください。

ご請求に必要な書類 項 目	会 社 所 定 の 書 類	よ 会 る 社 医 所 定 の 診 様 断 式 書 に	こ 不 と 慮 を の 証 事 す 故 る で 書 あ 類 る	被 保 険 者 の 住 民 票	戸 籍 抄 本	印 証 明 書		保 険 証 券	年 金 証 書	債 権 者 等 に お 支 払 い す べ き 金 額 を お 支 払 い し た こ と を 証 す る 書 類
						受 取 人	ご 契 約 者			
第1回目の特定疾病年金	請求書	○		○ ^{*1}	○		○	○		
第2回目以後の特定疾病年金 第1回目の特定疾病年金のお支払事由発生後、被保険者が死亡した場合の取扱	請求書			○ ^{*1}	○		○		○	
特定疾病年金の一括支払	請求書				○		○		○ ^{*2}	
保険料の払込免除	請求書	○	○	○ ^{*3}				○		
ご契約の復活 ^{*4}	請求書									
解約	請求書						○	○		
特定疾病年金の受取人によるご契約の存続	通知書				○		○			○
契約内容の変更 特定疾病年金月額額の減額	請求書						○	○		
ご契約者の変更 ^{*5}	請求書						○ ^{*6}	○		

*1 年金の種類が確定年金の場合は不要となります。

*2 第1回目の特定疾病年金のお支払は保険証券となります。

*3 住民票で事実の確認ができない場合は被保険者の戸籍抄本の提出を求めることがあります。

*4 告知または診査が必要となります。現在または過去に健康状態等によっては、復活をお断りする場合があります。

*5 ご契約者の死亡による変更については、旧ご契約者の印鑑証明書に代えて、つぎの書類が必要になります。

①旧ご契約者の除籍謄本 ②相続人の戸籍抄本 ③相続人の印鑑証明書

*6 旧ご契約者の印鑑証明書が必要になります。

備 考

当社は、左記以外の書類の提出を求めまたは左記の書類で不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。

しおり

主な保険用語の
ご説明

お知らせと
お願い

この保険の
特徴と仕組み

ご契約にあたって

保険料について

ご契約後の
お取扱について

年金等を
お支払いできない場合

その他情報

5.ご契約後のお取扱について

●特定疾病一時金特約(無解約払戻金・Ⅱ型)のご請求には、つぎの書類をご準備ください。

ご請求に必要な書類 項 目	会社 所定 の 書類	よ会 る社 医所 師定 のの 診様 断式 書に	住 民 票	戸 籍 抄 本	印 鑑 証 明 書		保 険 証 券	債権者等にお支払いすべき金額をお支払いしたことを証する書類
			被 保 険 者	受 取 人	ご 契 約 者	受 取 人		
特定疾病一時金 または上皮内がん診断一時金	請求書	○	○*	○		○	○	
特約の解約	請求書				○		○	
特定疾病一時金の受取人によるご契約の存続	通知書			○		○		○
特約内容の変更 特定疾病一時金額の減額	請求書				○		○	

* 被保険者と受取人が同一の場合は不要となります。

●指定代理請求特約のご請求には、つぎの書類をご準備ください。

ご請求に必要な書類 項 目	会社 所定 の 書類	関年 す金 る等 必の 要請 書求 類に	住 民 票	戸 籍 抄 本		印 鑑 証 明 書		保 険 証 券	年 金 証 書	健 康 保 険 者 証 の 写 し	
			指 定 代 理 請 求 人	被 保 険 者	指 定 代 理 請 求 人	ご 契 約 者	指 定 代 理 請 求 人			被 保 険 者	指 定 代 理 請 求 人
年金等の指定代理請求		○	○	○	○		○			○*1	○*1
指定代理請求人の指定もしくは変更指定または指定代理請求人の指定の撤回	請求書					○		○*2	○*2		
特約の解約	請求書							○*2	○*2		

*1 被保険者または指定代理請求人いずれかの健康保険被保険者証の写しが必要となります。

*2 保険証券または年金証書のいずれかが必要となります。

備 考

当社は、左記以外の書類の提出を求めまたは左記の書類で不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。

備 考

当社は、左記以外の書類の提出を求めまたは左記の書類で不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。

6

年金等をお支払いできない場合

しおり

主な保険用語の
ご説明

お知らせと
お願い

この保険の
特徴と仕組み

ご契約にあたって

保険料について

ご契約後の
お取扱について

年金等を
お支払いできない場合

その他情報

6.年金等をお支払いできない場合

① お支払事由に該当しない場合

- 年金等は、約款に定めるとおり、お支払事由に該当する場合にお支払いします。したがって、お支払事由に該当しない場合は年金等のお支払はしません。

② 免責事由に該当した場合

- 保険料の払込免除事由に該当しても、約款に定めるとおり、免責事由に該当した場合、保険料の払込免除を行いません。具体的な免責事由はつぎのとおりです。

	免責事由(保険料の払込免除をしない場合)
保険料の払込免除 (所定の高度障害状態)	1. 保険契約者の故意 2. 被保険者の故意または重大な過失 3. 被保険者の犯罪行為 4. 戦争その他の変乱*
保険料の払込免除 (所定の身体障害の状態)	1. ご契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波*

* 該当する被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、当社は、その影響の程度に応じ、保険料のお払込を免除することがあります。

③ 詐欺によるご契約の取消の場合

- ご契約の締結または復活に際してご契約者、被保険者に詐欺行為があった場合は、当社はそのご契約を取消、年金等のお支払はしません。この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払い戻ししません。

④ 不法取得目的による無効の場合

- ご契約の締結または復活の状況、ご契約成立後の年金等の請求状況等から判断して、ご契約者が年金等を不法に取得する目的または他人に年金等を不法に取得させる目的でご契約を締結または復活されたものと認められる場合、そのご契約を無効とし、年金等のお支払はしません。この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払い戻ししません。

⑤ 重大事由によりご契約が解除された場合

- つぎのような重大事由に該当し、当社がご契約を解除した場合、年金等をお支払いする事由が発生していてもお支払いしません。
 - ①ご契約者または被保険者が、このご契約の年金等または保険料の払込免除を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます)をしたとき。
 - ②このご契約の年金等または保険料の払込免除のご請求に関し、ご契約者または年金等の受取人に詐欺行為(未遂を含みます)があったとき。
 - ③他のご契約との重複によって、被保険者にかかる年金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - ④ご契約者または被保険者が、反社会的勢力^{*1}に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^{*2}を有していると認められるとき。
 - ⑤他のご契約が重大事由によって解除された場合や、ご契約者または被保険者が他の保険会社との間

で締結したご契約等が重大事由により解除された場合等、当社のご契約者または被保険者に対する信頼を損ない、このご契約の継続を困難とする上記①から④と同等の事由があるとき。

*1 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

*2 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行なうこと等をいいます。また、ご契約者が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

※上記に定める事由が生じた以後に、年金等のお支払事由が生じたときは、当社は年金等をお支払いしません。すでに年金等をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができます。

6 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が解除された場合

●故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。ご契約または特約を解除した場合には、たとえ年金等の支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。

○「年金等のお支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、年金等をお支払いすることがあります。

○責任開始の日から2年を経過していても、年金等のお支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。

※告知にあたり、生命保険募集人が、告知することを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約または特約を解除することができます。

6.年金等をお支払いできない場合

(ご参考) 年金等のお支払事例

- 年金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、具体的な事例を参考としてあげたものです。記載以外に認められる事実関係によっても取扱に違いが生じることがあります。

事例1 がんの責任開始時期に関する事例

お支払いする場合	お支払いできない場合
責任開始の日から91日目以降に、医師よりはじめて『胃がん(悪性新生物)』と診断確定された場合	責任開始の日から90日以内に、医師よりはじめて『胃がん(悪性新生物)』と診断確定された場合

解説

○被保険者が給付責任開始日の前日までに所定のがんと診断確定された場合、ご契約者および被保険者がその事実を知っているかいないかにかかわらず、年金等はお支払いできません。

なお、がんと診断確定された日からその日を含めて180日以内にご契約者からお申出があったときは、このご契約を無効とし、このご契約の既払込保険料に相当する金額をご契約者に払い戻します。

事例2 告知義務違反をしていた事例

お支払いする場合	お支払いできない場合
ご契約前に『慢性B型肝炎』で通院していることについて、告知書で正しく告知されずに加入し、その1年後に『慢性B型肝炎』とは全く因果関係のない『脳梗塞』を発病し、継続して20日以上入院した場合	ご契約前に『高血圧で通院中であること』について、告知書で正しく告知されずに加入し、その1年後に『高血圧症』を原因とする『脳梗塞』を発病し、継続して20日以上入院した場合

解説

○ご契約にご加入いただく際には、その時の被保険者の健康状態について正確に告知いただく必要がありますが、故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と異なる内容を告知された場合には、ご契約は解除となり、年金等はお支払いできません。

ただし、告知義務違反の対象となった事実と、ご請求原因との間に、全く因果関係が認められない場合には、年金等をお支払いします。

事例3 がんと診断確定された事例(特定疾病一時金特約(無解約払戻金・Ⅱ型)が付加されていない場合)

お支払いする場合	お支払いできない場合
責任開始の日から91日目以降に『胃がん』を発病し、病理組織診断により所定の悪性新生物であると診断確定された場合	責任開始の日から91日目以降に『子宮頸がん』の診断を受け、病理組織診断により『上皮内がん』と診断確定された場合

解説

○特定疾病年金は、特定疾病により約款所定の状態に該当した場合にお支払いします。したがって、特定疾病により所定の状態に該当しない場合はお支払いできません。

なお、所定のがんについて、前がん状態の病変、境界悪性、上皮内がんは、お支払の対象とはなりません。したがって子宮筋腫のような良性新生物、大腸の粘膜内がんなどの上皮内がんはお支払の対象とはなりません。

参 照

告知義務について、くわしくはしおり25をご覧ください。

7

その他情報

- 1 税金について
- 2 ご契約者への情報提供とサービスについて
- 3 管轄裁判所について

7.その他情報

1 税金について

1 生命保険料控除

お支払いいただいた保険料は、お支払いいただいた年の生命保険料控除の対象となります。

●種類

○生命保険料控除には、一般の生命保険料控除・介護医療保険の保険料にかかる控除・個人年金保険の保険料にかかる控除の3つがあります。適用される生命保険料控除は、法令等に基づいた当社所定の判定により分類します。

○この保険の場合、介護医療保険の保険料にかかる控除の適用となります。

●介護医療保険の保険料にかかる控除の対象

○納税者が保険料をお支払いし、保険金・給付金等の受取人が納税者本人または配偶者もしくはその他の親族となっているご契約で、入院・通院などにともなう給付部分にかかる保険料(その年の1月から12月までに払い込まれた保険料の合計額)が介護医療保険の保険料にかかる控除の対象となります。

●生命保険料控除額

○所得税の生命保険料控除額(所得税の課税対象額から控除されます)

年間正味払込保険料	控除される金額
20,000円以下のとき	全 額
20,000円をこえ 40,000円以下のとき	(年間正味払込保険料 × 1/2) + 10,000円
40,000円をこえ 80,000円以下のとき	(年間正味払込保険料 × 1/4) + 20,000円
80,000円をこえるとき	一律 40,000円

○住民税の生命保険料控除額(住民税の課税対象額から控除されます)

年間正味払込保険料	控除される金額
12,000円以下のとき	全 額
12,000円をこえ 32,000円以下のとき	(年間正味払込保険料 × 1/2) + 6,000円
32,000円をこえ 56,000円以下のとき	(年間正味払込保険料 × 1/4) + 14,000円
56,000円をこえるとき	一律 28,000円

●生命保険料控除証明書

○月払

10月下旬に発送します。

○年払

1月から9月までに保険料をお支払済のご契約については10月下旬に発送します。それ以降は保険料を払い込まれた月の翌月下旬に発送します。

※9月以降にご契約をお申込みいただいた場合、ご契約初年度の「生命保険料控除証明書」は、ご契約のお引受後に順次発送します。

●生命保険料控除を受けるためには年末調整または確定申告のいずれかのお手続きが必要となります。

2 特定疾病年金・特定疾病一時金・上皮内がん診断一時金

●被保険者が受取人(その配偶者、直系血族、生計を一にする親族を含みます)の場合、非課税となります。

税務のお取扱についての記載は2020年1月現在のものです。したがって、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱につきましては、所轄の税務署にご確認ください。

2 ご契約者への情報提供とサービスについて

ご契約者の皆様に、ご契約内容についてつぎのような方法でお知らせします。

1 郵送による情報提供とサービス

●ご契約内容に関するお知らせ(年1回)

ご契約内容・保障内容等を、毎年の契約応当日以降に、書面にてお知らせします。

2 電話による情報提供とサービス

T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター

 **0120-302-572**

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)

サービス内容

●ご契約内容の変更等の受付

住所変更や生命保険料控除証明書再発行のほか、その他各種お手続きを受け付けております。

●年金等のご請求受付

年金等のご請求を受け付けております。

●ご契約内容に関するご質問、お問合せの受付

ご自身のご契約内容に関するご質問等を受け付けております。

●郵送・インターネット・電話によるサービスに関するご質問、お問合せの受付

ご契約者へのサービスに関するご質問等を受け付けております。

3 インターネットによる情報提供とサービス

T&Dフィナンシャル生命ホームページ

URL : <https://www.tdf-life.co.jp>

【T&Dフィナンシャル生命「インターネットサービス」】(本冊子作成時現在)

ご自身のご契約について、保障内容の状況の最新情報等をご覧いただけます。

サービス内容

●保障内容の状況照会

●住所変更や生命保険料控除証明書再発行の受付

●各種手続書類の送付の受付

●ID番号に関するお手続き(ログインパスワード・Eメールアドレス・その他の変更手続き)

●T&Dクラブオフ

参 照

電話による情報提供とサービスの一覧について、しおり48をご覧ください。

参 照

インターネットによる情報提供とサービスの一覧について、しおり48をご覧ください。

参 照

T&Dクラブオフについて、くわしくはしおり49～50をご覧ください。

7.その他情報

ご利用申込手続きの流れについて

- 当社保険商品をご契約いただくと、保険証券に「ID番号・パスワードのお知らせ」を同封して送付します。
- つぎの手順に沿ってログインパスワードを登録後、インターネットサービスをご利用ください。

① ホームページにアクセス

- https://www.tdf-life.co.jpへアクセス。
- ホームページトップ画面内の「インターネットサービスログイン」をクリック。



② 仮ログイン

- 「ID番号・パスワードのお知らせ」に記載の「ID番号」「仮ログインパスワード」を入力の上「ログイン」をクリック。
- 「インターネットサービス利用規定」に同意いただける場合は「利用規定に同意して次へ」をクリック。



③ Eメールアドレス登録

- 「個人情報のお取扱いに関する事項」について確認・同意いただき、ご登録いただくメールアドレスの入力および確認入力を行ない「送信」をクリック。(当社より本登録用のURLを送信いたします)
- 当社より送信したURLより再度ログインいただき、本登録手続きを行なってください。



④ 新規登録(新パスワードの設定)

- 画面に従ってご希望のログインパスワードを設定し「送信」をクリック。



⑤ 利用申込手続き完了

- 「インターネットサービス利用申込手続き完了」ページが表示されれば、完了です。
- サービスを利用開始できます。



各種情報提供とサービス 主な取扱について

		電話	インターネット	24h...24時間365日ご利用いただけます。 ※システムメンテナンスのためサービスを 停止する場合があります。
情報提供	契約内容照会			ご契約内容・保障内容(定期的に郵送でもお知らせします。)
電話・インターネットで完結するお手続き	住所変更			保険契約者の届出住所の変更(書類の郵送でもお取扱いします。)
	生命保険料控除証明書再発行			生命保険料控除証明書の再発行(10月～3月の受付となります。)
	ログインパスワード変更 Eメールアドレス変更			「インターネットサービス」のログインパスワードとEメールアドレスの変更
書類が必要なお手続き	解約			ご契約の解約
	死亡保険金(各種給付金)請求			被保険者死亡時の保険金(給付金)請求 各種給付金の請求
	名義変更/改姓			保険契約者・各種受取人などの変更、改姓
	保険証券再発行			紛失などの際の保険証券再発行
	契約内容の変更			基本保険金額の減額、年金支払期間・年金の種類の変更など
	ID番号、ログインパスワードの照会			ID番号、ログインパスワードをお忘れになった場合のご照会
	手続用パスワード変更 適用契約の変更			「インターネットサービス」手続用パスワードの変更手続き 複数契約のID番号を1つのID番号にまとめる手続き
		ご照会	ご利用申込*	
健康増進・オフタイム充実コンテンツ	T&Dクラブオフ			国内外のリゾートホテルやレジャー施設等がお得な優待料金でご利用いただけます。

*T&Dクラブオフアライアンス事務局で承ります。

※これらのサービスは2020年1月現在のもので、将来予告なく変更・中止・終了する場合があります。

備考

サービスメニューによりご利用可能時間が異なります。また、保険種類、契約内容によりご提供できるサービス内容が異なります。くわしくは当社ホームページ(<https://www.tdf-life.co.jp>)をご覧ください。

しおり

主な保険用語のご説明

お知らせとお願い

この保険の特徴と仕組み

ご契約にあたって

保険料について

ご契約後のお取扱について

年金等をお支払いできない場合

その他情報

7.その他情報

T&Dクラブオフについて

●「T&Dクラブオフ」とは、当社の生命保険商品にご加入いただいた会員様限定サービスとなります。ご加入いただいた皆様の健康増進・オフタイム充実を目的とした会員制サービスで、たとえば国内外のリゾート等をお得な特別優待料金でご利用いただくことができます(入会無料)。

育 児

- 育児相談ダイヤル **無料**
- ベビー用品・保育サービスの割引提供

など

介 護

- 介護相談ダイヤル **無料**
- 介護用品・介護サービスの割引

など

健 康

- 人間ドックの割引提供
- スポーツクラブ等の健康関連施設の割引提供

など

レジャー

- 国内外宿泊施設の割引提供
- パッケージツアーの割引提供
- レストランの割引提供
- 娯楽施設の割引提供

など

暮らし全般

- 法律・税務の相談ダイヤル **無料**
- トラブル相談ダイヤル **無料**
- 趣味・お稽古事の割引提供
- 住宅サービス(購入・リフォーム・賃貸)の割引提供

など

T&Dクラブオフ 会員登録手続きの流れについて

●当社インターネットサービスにご登録のうえ、つぎの手順に沿って会員登録を行なうことができます。



①当社ホームページ画面内の「インターネットサービスログイン」をクリック。



②「T&Dフィナンシャル生命インターネットサービス」にログインしてください。



③画面最下部「T&Dクラブオフ」をクリック。



④新規会員登録ボタンをクリックし、会員登録を行なってください。

【T&Dクラブオフ サービスの一例】

レジャー 国内外約30ブランド以上のツアーがクラブオフ経由で割引に!

- 大手旅行会社のパッケージツアーもT&Dクラブオフを通じてお申込みするだけで、お得にご利用いただけます。



ご利用方法

「T&Dクラブオフ」サイトへアクセス



バナー*をクリック

デジタルパンフレットから
希望のツアーを選択



ホームページからお申込

*バナーのデザインは予告なく変更になる場合がございます。

※画像はすべてイメージです。

健康

人間ドック予約デスク

会員特典

人間ドック受診料5%~30%OFF!

- 対応検査プランは1,700以上!日帰りドックから1泊ドック、脳ドック等各種コースを選択できます。女性にも婦人科コースの各種オプションを取り揃えております。

※特典は検査施設・検査内容により異なります。

※一部、割引特典のない医療機関も専用Webページに掲載しております。



ご利用方法

「T&Dクラブオフ」サイトへアクセス

カテゴリー一覧よりライフサポートをクリック

健康をクリック

健診・人間ドック・脳ドックをクリック



※ご利用の際は必ずホームページに掲載の利用方法・特典内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。

※掲載内容は、すべて2020年1月現在の情報です。内容が変更になる場合がございます。

※「T&Dクラブオフ」は、T&Dフィナンシャル生命保険株式会社との提携により、株式会社リロクラブが提供するサービスです。

※画像はすべてイメージです。

3 管轄裁判所について

- 年金等の請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

しおり

主な保険用語の
ご説明

お知らせと
お問い合わせ

この保険の
特徴と仕組み

ご契約にあたって

保険料について

ご契約後の
お取扱について

年金等を
お支払いできない場合

その他情報

約款

（この保険の内容）

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. 会社の責任開始期

第2条 会社の責任開始期

第3条 がん（悪性新生物）および上皮内がんによる特定疾病年金の責任開始期

第4条 がん（悪性新生物）および上皮内がんの定義および診断確定

3. 保険契約の型および年金の種類

第5条 保険契約の型および年金の種類

4. 特定疾病年金の支払

第6条 特定疾病年金の支払

第7条 特定疾病年金の支払に関する補則

第8条 第1回目の特定疾病年金の支払事由発生後、被保険者が死亡した場合の取扱

第9条 特定疾病年金の一括支払

第10条 特定疾病年金の請求、支払時期および支払場所

第11条 年金証書の交付

5. 保険料の払込免除

第12条 保険料の払込免除

第13条 保険料の払込免除に関する補則

第14条 保険料の払込免除の請求

6. 保険料の払込

第15条 保険料の払込

第16条 保険料の払込方法〔経路〕

7. 保険料の前納

第17条 保険料の前納

8. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第18条 保険料払込の猶予期間

第19条 保険契約の失効

9. 保険契約の復活

第20条 保険契約の復活

10. 保険契約の取消、無効または消滅

第21条 詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効

第22条 がん（悪性新生物）または上皮内がんの診断確定による保険契約の無効

第23条 保険契約の消滅

11. 告知義務および保険契約の解除

第24条 告知義務

第25条 告知義務違反による解除

第26条 保険契約を解除できない場合

第27条 重大事由による解除

12. 解約

第28条 解約

第29条 特定疾病年金の受取人による保険契約の存続

13. 契約内容の変更

第30条 特定疾病年金額の減額

14. 払戻金

第31条 解約払戻金

15. 保険契約者または特定疾病年金の受取人の変更

第32条 保険契約者の変更

第33条 会社への通知による特定疾病年金の受取人の変更

16. 保険契約者の代表者

第34条 保険契約者の代表者

17. 保険契約者または特定疾病年金の受取人の住所の変更

第35条 保険契約者または特定疾病年金の受取人の住所の変更

18. 被保険者の業務、転居および旅行

第36条 被保険者の業務、転居および旅行

19. 年齢の計算ならびに年齢および性別の誤りの処理

第37条 年齢の計算

第38条 年齢および性別の誤りの処理

20. 契約者配当

第39条 契約者配当

21. 時効

第40条 時効

22. 管轄裁判所

第41条 管轄裁判所

23. 電磁的方法による保険契約の申込等に関する特則

第42条 電磁的方法による保険契約の申込等

別表1 請求書類

別表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変

別表3 対象となる上皮内新生物

別表4 新生物の形態の性状コード

別表5 病院または診療所

別表6 対象となる手術

別表7 入院

別表8 対象となる不慮の事故

別表9 対象となる高度障害状態

別表10 対象となる身体障害の状態

（この保険の内容）

この保険は、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。

名称	給付の概要	給付の額
特定疾病年金	被保険者が、保険期間中に保険契約の型に応じた特定疾病による所定の状態に該当したときにお支払いします。	特定疾病年金月額
保険料の払込免除	被保険者が、保険料払込期間中につぎのいずれかに該当したときに、その後の保険料の払込を免除します。 1. 上皮内がんと診断確定されたとき 2. 所定の高度障害状態に該当したとき 3. 不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したとき	

1. 用語の意義**第1条（用語の意義）**

この普通保険約款において使用される用語の意義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の意義				
特定疾病年金月額	特定疾病年金を支払う場合（以下「特定疾病年金の支払事由」といいます。）に該当した場合に、月単位で支払う金額として、保険契約の締結の際、保険契約者の申出により定めた金額をいいます。ただし、保険契約の締結後にその金額が減額されたときは、減額後の金額をいいます。				
特定疾病年金支払起算日	第1回目の特定疾病年金の支払事由が生じた日の直後に到来する月単位の契約応当日				
特定疾病年金支払期間	年金の種類に応じてつぎの期間をいいます。 <table border="1"> <tr> <td>有期年金</td><td>特定疾病年金支払起算日からその日を含めて特定疾病年金支払期間満了日（保険期間満了日の翌日までに到来する最後の年単位の特定疾病年金支払起算日の応当日からその日を含めて1年経過後の応当日の前日）までの期間</td></tr> <tr> <td>確定年金</td><td>特定疾病年金支払起算日からその日を含めて特定疾病年金支払期間満了日（保険契約の締結の際、会社の定める範囲内で保険契約者の申出により定めた期間の満了日）までの期間</td></tr> </table>	有期年金	特定疾病年金支払起算日からその日を含めて特定疾病年金支払期間満了日（保険期間満了日の翌日までに到来する最後の年単位の特定疾病年金支払起算日の応当日からその日を含めて1年経過後の応当日の前日）までの期間	確定年金	特定疾病年金支払起算日からその日を含めて特定疾病年金支払期間満了日（保険契約の締結の際、会社の定める範囲内で保険契約者の申出により定めた期間の満了日）までの期間
有期年金	特定疾病年金支払起算日からその日を含めて特定疾病年金支払期間満了日（保険期間満了日の翌日までに到来する最後の年単位の特定疾病年金支払起算日の応当日からその日を含めて1年経過後の応当日の前日）までの期間				
確定年金	特定疾病年金支払起算日からその日を含めて特定疾病年金支払期間満了日（保険契約の締結の際、会社の定める範囲内で保険契約者の申出により定めた期間の満了日）までの期間				
特定疾病年金支払日	第1回目の特定疾病年金支払日は特定疾病年金支払起算日をいい、第2回目以後の特定疾病年金支払日は特定疾病年金支払期間中の特定疾病年金支払起算日の月単位の応当日をいいます。				

2. 会社の責任開始期**第2条（会社の責任開始期）**

- ① 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
 1. 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
 2. 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）
- ② 会社の責任開始の日を契約日とします。
- ③ 保険期間の計算にあたっては、契約日からその日を含めて計算します。
- ④ 会社が保険契約の申込を承諾したときは、会社は、保険契約者に対し、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を交付します。
 1. 保険契約の種類
 2. 会社名
 3. 保険契約者の氏名または名称
 4. 被保険者の氏名
 5. 特定疾病年金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 6. 保険期間
 7. 特定疾病年金月額およびその支払方法
 8. 保険料およびその払込方法〔回数〕
 9. 契約日
 10. 保険契約の型
 11. 年金の種類
 12. 特定疾病年金支払期間（年金の種類が確定年金の場合）

13. 特約が付加されたときは、その特約の種類、特約保険金額等
14. 保険証券を作成した年月日

第3条（がん（悪性新生物）および上皮内がんによる特定疾病年金の責任開始期）

第6条（特定疾病年金の支払）に規定するがん（悪性新生物）による特定疾病年金、および第12条（保険料の払込免除）に規定する上皮内がんによる保険料の払込免除は、前条第1項の規定にかかわらず、会社は、契約日からその日を含めて91日目（ただし、第20条（保険契約の復活）により保険契約が復活された場合において、復活日が契約日よりその日を含めて90日目を超えている場合は復活日とします。以下「給付責任開始日」といいます。）から保険契約上の責任を負います。

第4条（がん（悪性新生物）および上皮内がんの定義および診断確定）

- ① この保険契約において「がん（悪性新生物）」とは、別表2に定める悪性新生物のうち、別表4に定める新生物の形態の性状コードが悪性に該当するものをいいます。
- ② この保険契約において「上皮内がん」とは、別表3に定める上皮内新生物のうち、別表4に定める新生物の形態の性状コードが上皮内癌に該当するものをいいます。
- ③ がん（悪性新生物）および上皮内がんの診断確定は、つぎのいずれかによる必要があります。
 1. 病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定
 2. 病理組織学的所見が行なわれなかった場合でその検査が行なわれなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときはその診断確定

3. 保険契約の型および年金の種類

第5条（保険契約の型および年金の種類）

- ① 保険契約者は、保険契約の締結の際、つぎの各号のいずれかの保険契約の型を選択するものとし、以後変更することはできません。
 1. 三疾病型
 2. 五疾病型
- ② 保険契約者は、保険契約の締結の際、つぎの各号のいずれかの年金の種類を選択するものとし、以後変更することはできません。
 1. 有期年金
 2. 確定年金

4. 特定疾病年金の支払

第6条（特定疾病年金の支払）

- ① この保険契約において支払う特定疾病年金は、つぎの表のとおりです。

保険契約の型	年金の種類	特定疾病年金の支払事由	支払金額	受取人
三疾病型	有期年金	1. 第1回目の特定疾病年金 被保険者が、保険期間中に、次項第1号から第3号に定める特定疾病による所定の状態のいずれかに該当したとき 2. 第2回目以後の特定疾病年金 特定疾病年金支払日において、被保険者が生存しているとき	特定疾病年金月額	被保険者
	確定年金	1. 第1回目の特定疾病年金 被保険者が、保険期間中に、次項第1号から第3号に定める特定疾病による所定の状態のいずれかに該当したとき 2. 第2回目以後の特定疾病年金 特定疾病年金支払日が到来したとき		
五疾病型	有期年金	1. 第1回目の特定疾病年金 被保険者が、保険期間中に、次項第1号から第5号に定める特定疾病による所定の状態のいずれかに該当したとき 2. 第2回目以後の特定疾病年金 特定疾病年金支払日において、被保険者が生存しているとき		
	確定年金	1. 第1回目の特定疾病年金 被保険者が、保険期間中に、次項第1号から第5号に定める特定疾病による所定の状態のいずれかに該当したとき 2. 第2回目以後の特定疾病年金 特定疾病年金支払日が到来したとき		

- ② 前項の特定疾病による所定の状態は、つぎの各号のとおりとします。
1. 給付責任開始日以後、生まれて初めてがん（悪性新生物）と診断確定されたとき
 2. 責任開始期（復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始期。以下、同様とします。）以後に発病した疾病を原因として、別表2に定める急性心筋梗塞（以下「急性心筋梗塞」といいます。）を発病し、つぎのいずれかに該当したとき
 - ア. その急性心筋梗塞を直接の原因とし、その治療を直接の目的として、別表5に定める病院または診療所（以下「病院または診療所」といいます。）において別表6に定める手術（以下「手術」といいます。）を受けたとき
 - イ. その急性心筋梗塞を直接の原因とし、その治療を目的として、病院または診療所に、別表7に定める入院（以下「入院」といいます。）をし、その入院日数が継続して20日に達したとき
 3. 責任開始期以後に発病した疾病を原因として、別表2に定める脳卒中（以下「脳卒中」といいます。）を発病し、つぎのいずれかに該当したとき
 - ア. その脳卒中を直接の原因とし、その治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき
 - イ. その脳卒中を直接の原因とし、その治療を目的として、病院または診療所に入院をし、その入院日数が継続して20日に達したとき
 4. 責任開始期以後に発病した疾病を原因として、別表2に定める慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析法を開始したとき
 5. 責任開始期以後に発病した疾病を原因として、別表2に定める肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断されたとき

第7条（特定疾病年金の支払に関する補則）

- ① 特定疾病年金の受取人は、第1回目の特定疾病年金の支払事由が生じた日以後、保険契約者から保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
- ② 第1回目の特定疾病年金の請求を受け、第1回目の特定疾病年金が支払われるときは、会社は、特定疾病年金の別の支払事由による第1回目の特定疾病年金の請求を受けても特定疾病年金を重複して支払いません。
- ③ 特定疾病年金の支払事由が生じた日以後、保険料の払込は要しません。
- ④ 保険契約者が法人である場合には、前条の規定にかかわらず、特定疾病年金の受取人をその法人とすることができず。
- ⑤ 被保険者が急性心筋梗塞または脳卒中を直接の原因とする入院を開始した場合、つぎの各号のいずれかに該当するときは、その入院開始の直接の原因となった急性心筋梗塞または脳卒中により継続して入院したものとみなして取り扱います。
 1. 入院開始の直接の原因となった急性心筋梗塞または脳卒中と異なる急性心筋梗塞または脳卒中を併発していたとき
 2. その入院中に、入院開始の直接の原因となった急性心筋梗塞または脳卒中と異なる急性心筋梗塞または脳卒中を併発したとき
- ⑥ 被保険者が急性心筋梗塞または脳卒中以外の原因による入院中に、急性心筋梗塞または脳卒中を併発し、その急性心筋梗塞または脳卒中について入院を要する治療を受けたときは、その治療を開始した日からその治療を終了した日までの入院について、急性心筋梗塞または脳卒中を直接の原因とする入院とみなして前条の規定を適用します。
- ⑦ 被保険者が転入院または再入院をした場合、つぎの各号のいずれにも該当するときは、継続した1回の入院とみなして取り扱います。
 1. 転入院または再入院の前の入院と、転入院または再入院の直接の原因が同一の急性心筋梗塞または脳卒中であるとき
 2. その急性心筋梗塞または脳卒中の入院の退院日の翌日から起算して転入院または再入院の開始の日の前日までの期間が30日以内であるとき
- ⑧ 被保険者が急性心筋梗塞または脳卒中を直接の原因とする入院中に、保険期間が満了した場合には、保険期間の満了時を含んで継続しているその入院については、保険期間中の入院とみなして前条の規定を適用します。
- ⑨ 前条の特定疾病年金の支払事由の規定にかかわらず、被保険者が、責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として、前条第2項第2号から第5号により特定疾病年金の支払事由に該当したときは、つぎの各号に定めるとおり取り扱います。
 1. 保険契約の締結または復活の際に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で特定疾病年金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診察、検査、治療または投薬を受けたこと

がなく、かつ、健康診断または人間ドック検診において異常（要経過観察、要再検査、要精密検査または要治療を含みます。）の指摘を受けたことがない場合には、特定疾病年金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第8条（第1回目の特定疾病年金の支払事由発生後、被保険者が死亡した場合の取扱）

- ① 年金の種類が有期年金の場合で、第1回目の特定疾病年金の支払事由が生じた日以後、特定疾病年金支払起算日前までに、被保険者が死亡した場合は、会社は、被保険者の死亡時における特定疾病年金の受取人の法定相続人に、第1回目から第12回目の特定疾病年金の現価に相当する金額を一括して支払います。ただし、特定疾病年金の受取人が法人である場合には、会社は、特定疾病年金の受取人に、その金額を一括して支払います。
- ② 年金の種類が有期年金の場合で、特定疾病年金支払期間中に、被保険者が死亡した場合は、会社は、被保険者の死亡時における特定疾病年金の受取人の法定相続人に、つぎの第1号に定める金額を一括して支払います。ただし、特定疾病年金の受取人が法人である場合には、会社は、特定疾病年金の受取人に、その金額を一括して支払います。
 1. 次号に定める期間中に、被保険者が生存した場合に支払われる特定疾病年金の現価に相当する金額
 2. 被保険者が死亡した日からその日を含めて直後に到来する年単位の特定疾病年金支払起算日の応当日の前日までの期間
- ③ 年金の種類が確定年金の場合で、特定疾病年金支払期間中の最後の特定疾病年金支払日前までに、被保険者が死亡した場合は、会社は、被保険者の死亡時における特定疾病年金の受取人の法定相続人に、特定疾病年金支払期間の残存期間に対する特定疾病年金の現価に相当する金額を一括して支払います。ただし、特定疾病年金の受取人が法人である場合には、会社は、特定疾病年金の受取人に、その金額を一括して支払います。
- ④ 前3項の場合に法定相続人が2人以上いる場合には、その受取割合は均等とします。
- ⑤ 本条の規定により、第1項、第2項または第3項の金額を請求するときは、別表1に定める請求書類（以下「請求書類」といいます。）を会社に提出してください。この請求による支払時期および支払場所については、第10条（特定疾病年金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

第9条（特定疾病年金の一括支払）

- ① 年金の種類が有期年金の場合、特定疾病年金の一括支払は取り扱いません。
- ② 年金の種類が確定年金の場合、特定疾病年金の受取人は、第1回目の特定疾病年金の支払事由が生じた日以後、特定疾病年金支払期間中の最後の特定疾病年金支払日前に限り、まだ特定疾病年金支払日が到来していない特定疾病年金支払期間中の特定疾病年金の全部または一部について一括支払を請求することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
 1. 特定疾病年金の受取人が特定疾病年金の一括支払を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。この請求による支払時期および支払場所については、次条の規定を準用します。
 2. 特定疾病年金の全部について一括支払が請求されたときは、つぎのとおりとします。
 - ア. 特定疾病年金支払期間の残存期間に対する特定疾病年金の現価に相当する金額の全部を支払います。
 - イ. 前ア. の規定により特定疾病年金の全部について一括支払したときは、この保険契約は一括支払した時に消滅します。
 3. 特定疾病年金の一部について一括支払が請求されたときは、つぎのとおりとします。
 - ア. 特定疾病年金支払期間の残存期間に対する特定疾病年金の現価に相当する金額の一部を支払います。
 - イ. 前ア. の規定により特定疾病年金の一部について一括支払したときは、特定疾病年金支払期間中に支払うべき将来の特定疾病年金月額額は減額されたものとします。ただし、将来の特定疾病年金月額額が会社の定める額に満たないときは、特定疾病年金の一部について一括支払は取り扱いません。
 - ウ. 前ア. および前イ. の規定により特定疾病年金の一部について一括支払したときは、会社は特定疾病年金の受取人に将来の特定疾病年金月額額を書面により通知します。

第10条（特定疾病年金の請求、支払時期および支払場所）

- ① 特定疾病年金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者、被保険者またはその受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 特定疾病年金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに請求書類を会社に提出して、その請求をしてください。
- ③ 特定疾病年金は、前項の請求書類が会社に到達した日の翌日または特定疾病年金支払日のいずれか遅い日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 特定疾病年金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から特定疾病年金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に

定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、特定疾病年金を支払うべき期限は、第2項の請求書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。

1. 特定疾病年金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 特定疾病年金の支払事由に該当する事実の有無
2. 告知義務違反に該当する可能性がある場合 会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
3. この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合 前号に定める事項、第27条（重大事由による解除）第1項第4号ア. からオ. までに該当する事実の有無または保険契約者もしくは被保険者の保険契約締結の目的もしくは特定疾病年金請求の意図に関する保険契約の締結時から特定疾病年金請求時までにおける事実
- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、特定疾病年金を支払うべき期限は、第2項の請求書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
 3. 前項第1号または第3号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
 4. 前項第1号または第3号に定める事項に関し、保険契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号または第3号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日
- ⑥ 前2項の場合、会社は特定疾病年金を請求した者に通知します。
- ⑦ 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者もしくは被保険者が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特定疾病年金を支払いません。
- ⑧ 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認を行なっている間に、第2回目以後の特定疾病年金の支払日が到来しても、第1回目の特定疾病年金が支払われない限り、第2回目以後の特定疾病年金は支払いません。

第11条（年金証書の交付）

会社は、第1回目の特定疾病年金を支払う際に、年金証書を特定疾病年金の受取人に交付します。

5. 保険料の払込免除

第12条（保険料の払込免除）

この保険契約において、つぎの表に定める保険料の払込を免除する場合（以下「払込免除事由」といいます。）のいずれかに該当したときは、つぎに到来する第15条（保険料の払込）第1項に定める払込期月（払込期月の初日からその払込期月の契約応当日の前日までに払込免除事由に該当したときは、その払込期月）以後の保険料の払込を免除します。ただし、被保険者が、つぎの表に定める払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

払込免除事由	払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合
1. 被保険者が、給付責任開始日以後、保険料払込期間中に生まれて初めて上皮内がんと診断確定されたとき。	—
2. 被保険者が、責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害により、保険料払込期間中に別表9に定める高度障害状態（以下「高度障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の疾病または傷害（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のない疾病または傷害に限りません。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含むものとします。	つぎのいずれかにより、左記の払込免除事由に該当したとき 1. 保険契約者の故意 2. 被保険者の故意または重大な過失 3. 被保険者の犯罪行為 4. 戦争その他の変乱

払込免除事由	払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合
3. 被保険者が、責任開始期以後に発生した別表8に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて 180 日以内の保険料払込期間中に、別表10に定める身体障害の状態（以下「身体障害の状態」といいます。）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときを含むものとします。	つぎのいずれかにより、左記の払込免除事由に該当したとき 1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波

第13条（保険料の払込免除に関する補則）

- ① 被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて 180日以内に、身体障害の状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでない状態のために、保険料の払込が免除されない場合で、その不慮の事故の日からその日を含めて 180日経過後も引き続きその状態が継続し、かつ、保険料払込期間中にその回復の見込がないことが明らかとなったときには、その明らかとなった日に払込免除事由に該当したものとみなして、前条の規定により保険料の払込を免除します。
- ② 被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により払込免除事由に該当した場合でも、それらの原因により高度障害状態または身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、保険料の払込を免除することがあります。
- ③ 前条第2号の払込免除事由の規定にかかわらず、被保険者が、責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として、前条第2号に定める払込免除事由に該当したときは、つぎの各号に定めるとおり取り扱います。
 1. 保険契約の締結または復活の際に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で保険料の払込を免除します。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診察、検査、治療または投薬を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドック検診において異常（要経過観察、要再検査、要精密検査または要治療を含みます。）の指摘を受けたことがない場合には、保険料の払込を免除します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ④ 保険料の払込が免除された場合には、会社は、以後、第15条（保険料の払込）第1項に定める払込期月の契約応当日ごとに所定の保険料の払込があったものとして取り扱います。
- ⑤ 保険料の払込が免除された保険契約については、払込免除事由の発生時以後、「13. 契約内容の変更」に関する規定を適用しません。
- ⑥ 保険料の払込が免除されたときは、保険証券に裏書します。

第14条（保険料の払込免除の請求）

- ① 払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社へ通知してください。
- ② 払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに請求書類を会社へ提出して、その請求をしてください。
- ③ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行なうときは、第10条（特定疾病年金の請求、支払時期および支払場所）第3項から第7項の規定を準用します。

6. 保険料の払込

第15条（保険料の払込）

- ① 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回次条第1項に定める払込方法〔経路〕にしたがい、つぎの期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
 1. 月払契約の場合
月単位の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下、同様とします。）の属する月の初日から末日まで
 2. 年払契約の場合
年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

- ② 前項で払い込むべき保険料は、それぞれの契約応当日からその翌応当日の前日までの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
- ③ 保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにつぎの各号のいずれかが生じた場合には、その払い込まれた保険料を保険契約者（特定疾病年金の支払の際は、その受取人）に返還します。
 1. 保険契約が消滅した場合
 2. 特定疾病年金の支払事由が生じた場合
 3. 保険料の払込を要しなくなった場合
- ④ 月払契約について、払い込んだ保険料に対応する保険料期間中に、前項各号のいずれかが生じた場合には、払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻しません。
- ⑤ 年払契約について、払い込んだ保険料に対応する保険料期間中に、第3項各号のいずれかが生じた場合には、その事由が生じた日の直後に到来する月単位の契約応当日から当該保険料期間の満了までの期間の月数に相当する保険料として、月割によって計算した金額（以下「保険料未経過金」といいます。）を保険契約者（特定疾病年金の支払の際は、その受取人）に払い戻します。
- ⑥ 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、保険料未経過金は払い戻しません。
 1. 第3項第1号または第2号が生じた日において、保険料の払込が免除されている場合
 2. 保険料の払込を要しなくなる事由が生じた日の属する保険料期間に対応する保険料が払い込まれていない場合
 3. 詐欺による取消または不法取得目的による無効により保険契約が消滅した場合
- ⑦ 保険料未経過金の払戻については、第10条（特定疾病年金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。
- ⑧ 前3項の規定は、年払契約の第1回保険料について準用します。
- ⑨ 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに特定疾病年金の支払事由が生じた場合には、その支払うべき金額から未払込の保険料を差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その未払込の保険料を払い込んでください。
- ⑩ 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、未払込の保険料を払い込んでください。
- ⑪ 前項の場合、未払込の保険料の払込については、第18条（保険料払込の猶予期間）第3項の規定を準用します。
- ⑫ 保険契約者は、保険料の払込方法〔回数〕を変更することができます。

第16条（保険料の払込方法〔経路〕）

- ① 保険契約者は、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法〔経路〕を選択することができます。
 1. 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 2. 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 3. 会社と保険料決済の取扱を提携しているクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- ② 保険契約者は、前項各号の保険料の払込方法〔経路〕を変更することができます。
- ③ 保険料の払込方法〔経路〕が第1項第2号または第3号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法〔経路〕を他の保険料の払込方法〔経路〕に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法〔経路〕の変更を行なうまでの間の保険料については、会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

7. 保険料の前納

第17条（保険料の前納）

- ① 保険契約者は、会社の取扱範囲内で、将来の保険料を前納することができます。この場合、会社の定める率で割り引きます。ただし、月払契約については、当月分を含めて3か月分以上を払い込むときに限り割り引きます。
- ② 1年分をこえる保険料が前納されたときは、会社の定める利率で計算した利息をつけて積み立てておき、払込期月の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
- ③ 保険契約が消滅した場合、特定疾病年金の支払事由が生じた場合または将来の保険料の払込を要しなくなった場合で、前納保険料に残額があるときは、保険契約者（特定疾病年金の支払の際は、その受取人）に支払います。

8. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第18条（保険料払込の猶予期間）

- ① 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。
 1. 月払契約の場合
払込期月の翌月初日から末日まで
 2. 年払契約の場合
払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（払込期月の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
- ② 猶予期間中に特定疾病年金の支払事由が生じた場合には、その支払うべき金額から未払込の保険料を差し引きます。
- ③ 猶予期間中に払込免除事由が生じた場合には、未払込の保険料が猶予期間の満了日までに払い込まれたときに限り、保険料の払込を免除します。

第19条（保険契約の失効）

前条第1項の猶予期間の満了日までに保険料が払い込まれないときは、保険契約は、その猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

9. 保険契約の復活

第20条（保険契約の復活）

- ① 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて1年以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。
- ② 保険契約者が保険契約の復活を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- ③ 会社が保険契約の復活を承諾したときは、新たな保険証券の交付は行わず、書面により保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は会社の指定した日までに延滞した保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
- ④ 第2条（会社の責任開始期）第1項および第2項の規定は、本条の場合に準用します。この場合、第2条（会社の責任開始期）第2項中「契約日」とあるのは「復活日」と読み替えます。

10. 保険契約の取消、無効または消滅

第21条（詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効）

- ① 保険契約者または被保険者の詐欺によって保険契約を締結または復活したときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。
- ② 保険契約者が特定疾病年金を不法に取得する目的または他人に特定疾病年金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結または復活したときは、その保険契約は無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第22条（がん（悪性新生物）または上皮内がんの診断確定による保険契約の無効）

- ① 被保険者が、告知前または告知の時から給付責任開始日の前日までに、がん（悪性新生物）と診断確定されたために特定疾病年金が支払われない場合または上皮内がんと診断確定されたために保険料の払込が免除されない場合で、その診断確定の日からその日を含めて180日以内に保険契約者から申出があったときは、この保険契約を無効とします。ただし、第25条（告知義務違反による解除）または第27条（重大事由による解除）の規定により、保険契約が解除されるときを除きます。
- ② 前項の規定により保険契約が無効とされた場合には、既に払い込まれた保険契約の保険料に相当する金額を保険契約者に払い戻します。

第23条（保険契約の消滅）

被保険者が死亡した場合には、保険契約者は、遅滞なく会社へ通知してください。この場合、被保険者が死亡した時から保険契約は消滅したものとします。

11. 告知義務および保険契約の解除

第24条（告知義務）

会社が、保険契約の締結または復活の際、特定疾病年金の支払事由および保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知してください。

第25条（告知義務違反による解除）

- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- ② 会社は、特定疾病年金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定により、保険契約を解除することができます。
- ③ 前項の場合には、会社は、特定疾病年金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、すでに特定疾病年金の支払または保険料の払込免除を行っていたときは、会社は、特定疾病年金の返還を請求し、または、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、特定疾病年金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、特定疾病年金の支払または保険料の払込免除を行いません。
- ④ 第1項または第2項の規定により保険契約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合または保険契約者の住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者に通知をします。
- ⑤ 保険契約を解除した場合は、保険契約者への解約払戻金の支払はありません。

第26条（保険契約を解除できない場合）

- ① 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除をすることはできません。
 1. 会社が、保険契約の締結または復活の際に、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失によって知らなかったとき
 2. 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第24条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第24条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
 5. 責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、2年以内に解除の原因となる事実に基づいて特定疾病年金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていた場合を除きます。
- ② 前項第2号および第3号の場合には、各号に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第24条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第27条（重大事由による解除）

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
 1. 保険契約者または被保険者が、この保険契約の保険料の払込免除を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 2. この保険契約の特定疾病年金または保険料の払込免除の請求に関し、保険契約者または特定疾病年金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる特定疾病年金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. 保険契約者または被保険者が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者もしくは被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 会社は、特定疾病年金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定に

よりこの保険契約を解除することができます。

- ③ 前項の場合には、会社は、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた特定疾病年金の支払事由または保険料の払込免除事由による特定疾病年金の支払または保険料の払込免除を行ないません。また、この場合に、すでに特定疾病年金の支払または保険料の払込免除を行なっていたときは、会社は、特定疾病年金の返還を請求し、または、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ④ 第1項または第2項の規定によりこの保険契約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者（特定疾病年金の支払事由が生じた日以後は特定疾病年金の受取人。以下、本条において同様とします。）に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合または保険契約者の住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者に通知します。
- ⑤ この保険契約を解除した場合は、保険契約者への解約払戻金の支払はありません。ただし、特定疾病年金の支払事由が生じた日以後に、第1項各号に定める事由が生じたことによって年金の種類が確定年金である保険契約を解除した場合は、第9条（特定疾病年金の一括支払）の規定により、会社が特定疾病年金の全部について一括支払の請求を受け付けたものとして計算した金額を特定疾病年金の受取人に支払います。

12. 解約

第28条（解約）

- ① 保険契約者は、特定疾病年金の支払事由が生じるまでは、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。
- ② 保険契約者が解約を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。

第29条（特定疾病年金の受取人による保険契約の存続）

- ① 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす特定疾病年金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（会社が債権者等に支払った金額がある場合は、その金額を差し引いた金額とします。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - 1. 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - 2. 保険契約者でないこと
- ③ 前項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。
- ④ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、第1回目の特定疾病年金の支払事由が生じ、会社が第1回目の特定疾病年金を支払うべきときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - 1. 第2項本文の金額が当該支払うべき金額以下の場合は、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額があるときは、これを特定疾病年金の受取人に支払います。
 - 2. 第2項本文の金額が当該支払うべき金額を上回る場合は、つぎのア. からウ. に定めるとおり取り扱います。
 - ア. 会社は、当該支払うべき金額を債権者等に支払います。
 - イ. 会社は、第1項の解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に、特定疾病年金支払期間中に支払うべき将来の特定疾病年金の未支払分の現価の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。
 - ウ. 特定疾病年金支払期間中に支払うべき将来の特定疾病年金の未支払分の現価からイ. の規定により債権者等に支払った金額を差し引いた残額があるときは、これを特定疾病年金の受取人に支払います。

13. 契約内容の変更

第30条（特定疾病年金月額額の減額）

- ① 保険契約者は、特定疾病年金の支払事由が生じるまでは、いつでも将来に向かって、特定疾病年金月額を減額することができます。ただし、減額後の特定疾病年金月額が会社の定める額に満たないときは、特定疾病年金月額の減額を取り扱いません。
- ② 保険契約者が特定疾病年金月額の減額を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- ③ 特定疾病年金月額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
- ④ 特定疾病年金月額が減額されたときは、会社は保険契約者に書面により通知します。

14. 払戻金

第31条（解約払戻金）

この保険契約に対する解約払戻金はありません。

15. 保険契約者または特定疾病年金の受取人の変更

第32条（保険契約者の変更）

- ① 保険契約者は、特定疾病年金の支払事由が生じるまでは、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- ② 保険契約者が、保険契約者の変更を行なうときは、請求書類を会社に提出してください。
- ③ 保険契約者が変更されたときは、保険証券に裏書します。

第33条（会社への通知による特定疾病年金の受取人の変更）

- ① 保険契約者が法人である場合、保険契約者は、特定疾病年金の支払事由が生じるまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、特定疾病年金の受取人を変更することができます。この場合、変更後の特定疾病年金の受取人は被保険者または保険契約者であることを要します。
- ② 前条第1項の規定により、保険契約者を法人から法人以外に変更する場合、特定疾病年金の受取人は、被保険者となります。
- ③ 第1項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に裏書します。
- ④ 第1項の通知が会社に到達した場合には、特定疾病年金の受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、第1項の通知が会社に到達する前に変更前の特定疾病年金の受取人に特定疾病年金を支払ったときは、その支払後に変更後の特定疾病年金の受取人から特定疾病年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

16. 保険契約者の代表者

第34条（保険契約者の代表者）

- ① 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
- ② 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対して行った行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- ③ 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。

17. 保険契約者または特定疾病年金の受取人の住所の変更

第35条（保険契約者または特定疾病年金の受取人の住所の変更）

- ① 保険契約者（特定疾病年金の支払事由が生じた日以後は特定疾病年金の受取人。以下、本条において同様とします。）が住所（通信先を含みます。以下、本条において同様とします。）を変更したときは、遅滞なく会社の本店または会社の指定した場所に通知してください。
- ② 保険契約者から前項の通知がなく、保険契約者の住所を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所に発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

18. 被保険者の業務、転居および旅行

第36条（被保険者の業務、転居および旅行）

保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居もしくは旅行をしても、会社は、保険契約の解除または特別保険料の請求を行わず、保険契約上の責任を負います。

19. 年齢の計算ならびに年齢および性別の誤りの処理

第37条（年齢の計算）

- ① 契約日における被保険者の年齢（以下「契約年齢」といいます。）は、満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
- ② 保険契約締結後の被保険者の年齢は、契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第38条（年齢および性別の誤りの処理）

- ① 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあったときは、つぎの方法により取り扱います。
 1. 契約日における実際の年齢が会社の取扱年齢の範囲内であったときは、実際の年齢に基づいて保険料を改め、その過不足金額を精算します。この場合、特定疾病年金の支払があるときは、超過額があれば支払うべき金額とともに支払い、不足額があれば支払うべき金額から差し引きます。
 2. 契約日における実際の年齢が会社の取扱年齢の範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消

すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢に達していなかったが、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときは、最低契約年齢に達した日を契約日とみなして保険料を改め、その過不足金額を精算します。この場合、特定疾病年金の支払があるときは、超過額があれば支払うべき金額とともに支払い、不足額があれば支払うべき金額から差し引きます。

- ② 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づいて保険料を改め、その過不足金額を精算します。この場合、特定疾病年金の支払があるときは、超過額があれば支払うべき金額とともに支払い、不足額があれば支払うべき金額から差し引きます。

20. 契約者配当

第39条（契約者配当）

この保険契約に対する契約者配当はありません。

21. 時効

第40条（時効）

特定疾病年金、その他この保険契約に基づく諸支払金の支払を請求する権利または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは消滅します。

22. 管轄裁判所

第41条（管轄裁判所）

- ① この保険契約における特定疾病年金の請求に関する訴訟については、会社の本店の所在地または特定疾病年金の受取人（受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する地方裁判所（本庁とします。）をもって、合意による管轄裁判所とします。
- ② この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

23. 電磁的方法による保険契約の申込等に関する特則

第42条（電磁的方法による保険契約の申込等）

- ① 保険契約者または被保険者は、会社の承諾を得て、書面に代えて電磁的方法により、保険契約の申込および告知をすることができます。
- ② 前項における電磁的方法とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法のことをいいます。

別表 1 請求書類

	項目	請求書類
1	第1回目の特定疾病年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（年金の種類が有期年金の場合） (4) 特定疾病年金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券
2	第2回目以後の特定疾病年金 第1回目の特定疾病年金の支払事由発生後、被保険者が死亡した場合の取扱	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（年金の種類が有期年金の場合） (3) 特定疾病年金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 年金証書
3	特定疾病年金の一括支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 特定疾病年金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 年金証書（第1回目の特定疾病年金支払は保険証券）
4	保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票で事実の確認ができない場合は戸籍抄本） (5) 保険証券
5	保険契約の復活	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の告知書および診断書
6	解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
7	特定疾病年金の受取人による保険契約の存続	(1) 会社所定の通知書 (2) 特定疾病年金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類
8	契約内容の変更 特定疾病年金月額額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
9	保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 旧保険契約者の印鑑証明書 旧保険契約者死亡の場合 ア. 旧保険契約者の除籍謄本 イ. 相続人の戸籍抄本・印鑑証明書 (3) 保険証券
10	会社への通知による特定疾病年金の受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。		

別表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変の定義

疾病名	疾病の定義
悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、上皮内癌を除く）
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 （1）典型的な胸部痛の病歴 （2）新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 （3）心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病
慢性腎不全	不可逆性の腎機能低下が数か月以上持続し、体液の恒常性維持が不可能となった疾病
肝硬変	肝細胞壊死、再生の繰り返しの結果、肝全体におよび不可逆性の線維化と結節形成がみられ正常な肝小葉構造が改築された疾病

表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
	消化器の悪性新生物	C15-C26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
	皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
	乳房の悪性新生物	C50
	女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
	男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
	腎尿路の悪性新生物	C64-C68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
	真正赤血球増加症（多血症）	D45
	骨髄異形成症候群	D46
	リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、	
	・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
	・本態性（出血性）血小板血症	D47.3
	リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）のうち、	
	・ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

疾病名	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	虚血性心疾患（I20-I25）のうち、	
	・急性心筋梗塞	I21
	・再発性心筋梗塞	I22
脳卒中	脳血管疾患（I60-I69）のうち、	
	・くも膜下出血	I60
	・脳内出血	I61
	・脳梗塞	I63
慢性腎不全	高血圧性腎疾患（I12）のうち、	
	・腎不全を伴う高血圧性腎疾患	I12.0
	腎不全（N17-N19）のうち、	
	・慢性腎不全	N18
肝硬変	アルコール性肝疾患（K70）のうち、	
	・アルコール性肝硬変	K70.3
	肝線維症および肝硬変（K74）のうち、	
	・原発性胆汁性肝硬変	K74.3
	・続発性胆汁性肝硬変	K74.4
	・胆汁性肝硬変、詳細不明	K74.5
	・その他および詳細不明の肝硬変	K74.6

（注）上記の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記表 2 に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変に分類された疾病があるときは、会社が認めた場合に限り、その疾病を対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変に含めることがあります。

別表 3 対象となる上皮内新生物

対象となる上皮内新生物とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	分類項目	基本分類コード
上皮内新生物	上皮内新生物	D00-D09

（注）上記の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記に掲げる疾病以外に新たに上皮内新生物に分類された疾病があるときは、会社が認めた場合に限り、その疾病を対象となる上皮内新生物に含めることがあります。

別表 4 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものは厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

（注）上記の厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁コードが悪性または上皮内癌とされた疾病があるときは、会社が認めた場合に限り、その疾病を対象となる悪性新生物または上皮内新生物に含めることがあります。

別表5 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表6 対象となる手術

急性心筋梗塞および脳卒中について対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるものであり、かつ、つぎの1. から5. のいずれかに該当するものを指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

1. 開頭術（頭蓋骨を開き、脳を露出させる手術をいい、穿頭器などにより頭蓋を穿孔する手術を含みます。）
2. 開胸術（胸腔を開く手術であって、胸腔鏡下に行われる手術を含みます。）
3. 開腹術（腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、腹腔鏡下に行なわれる手術を含みます。）
4. ファイバースコープ手術
5. 血管・バスケットカテーテル手術

別表7 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表5に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表8 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表1によって定義づけられる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち表2に定めるものをいいます（ただし、表2の「除外するもの」欄にあるものを除きます）。

表1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）

表2 対象となる不慮の事故の分類項目（基本分類コード）

分類項目（基本分類コード）	
	除外するもの
1. 交通事故（V01～V99）	
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）	・ 飢餓・ 渴
・ 転倒・ 転落（W00～W19）	
・ 生物によらない機械的な力への曝露（W20～W49） （注1）	・ 騒音への曝露（W42） ・ 振動への曝露（W43）
・ 生物による機械的な力への曝露（W50～W64）	
・ 不慮の溺死および溺水（W65～W74）	
・ その他の不慮の窒息（W75～W84）	・ 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の次の誤嚥〈吸引〉 胃内容物の誤嚥〈吸引〉（W78） 気道閉塞を生じた食物の誤嚥〈吸引〉（W79） 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥〈吸引〉（W80）

分類項目（基本分類コード）	
	除外するもの
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露（W85～W99）	・高圧、低圧および気圧の変化への曝露（W94）（高山病等）
・煙、火および火災への曝露（X00～X09）	
・熱および高温物質との接触（X10～X19）	
・有毒動植物との接触（X20～X29）	
・自然の力への曝露（X30～X39）	・自然の過度の高温への曝露（X30）中の気象条件によるもの（熱中症、日射病、熱射病等）
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露（X40～X49）（注2）（注3）	・疾病の診断、治療を目的としたもの
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態（X50～X57）	・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動（X50）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・旅行および移動（X51）（乗り物酔い等） ・無重力環境への長期滞在（X52）
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露（X58～X59）	
3. 加害にもとづく傷害および死亡（X85～Y09）	
4. 法的介入および戦争行為（Y35～Y36）	・合法的処刑（Y35.5）
5. 内科的および外科的ケアの合併症（Y40～Y84）	・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤（Y40～Y59）によるもの（注3）	
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故（Y60～Y69）	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具（Y70～Y82）によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの（Y83～Y84）	

（注1）「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

（注2）洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。

（注3）外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎等は含まれません。

別表9 対象となる高度障害状態

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

別表10 対象となる身体障害の状態

1. 10 手指の用を全く永久に失ったもの
2. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
3. 1 眼の視力を全く永久に失ったもの
4. 1 上肢を手関節以上で失ったかまたは 1 上肢の用もしくは 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの
5. 1 下肢を足関節以上で失ったかまたは 1 下肢の用もしくは 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの
6. 1 手の 5 手指を失ったかまたは第 1 指（母指）および第 2 指（示指）を含んで 4 手指を失ったもの
7. 10 足指を失ったもの
8. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

備考（別表 9・別表10）

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害（視力障害）

- （1）視力の測定は、万国式試視力表により、1 眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- （2）「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- （3）視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

- （1）「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの 3 つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の 4 種のうち、3 種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- （2）「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 耳の障害（聴力障害）

- （1）聴力の測定は、日本工業規格（昭和 57 年 8 月 14 日改定）に準拠したオーディオメータで行ないます。
- （2）「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a・b・c デシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$
 の値が、90 デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

5. 上・下肢の障害

- （1）「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ 3 大関節（上肢においては、肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
- （2）「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

6. 脊柱の障害

- （1）「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- （2）「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の 3 種の運動のうち 2 種以上の運動が生理的範囲の 2 分の 1 以下に制限された場合をいいます。

7. 手指の障害

- (1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

8. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

（この特約の内容）

1. 総則

- 第1条 特約の締結および責任開始期
- 第2条 特約の保険期間
- 第3条 がん（悪性新生物）による特定疾病一時金および上皮内がん診断一時金の責任開始期
- 第4条 がん（悪性新生物）および上皮内がんの定義および診断確定

2. 特定疾病一時金および上皮内がん診断一時金の支払

- 第5条 特定疾病一時金の支払
- 第6条 上皮内がん診断一時金の支払
- 第7条 特定疾病一時金または上皮内がん診断一時金の請求、支払時期および支払場所

3. 特約保険料の払込免除

- 第8条 特約保険料の払込免除

4. 特約保険料の払込および特約の失効

- 第9条 特約保険料の払込
- 第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第11条 特約の失効および消滅

5. 特約の復活

- 第12条 特約の復活

6. 特約の取消または無効

- 第13条 詐欺による特約の取消
- 第14条 がん（悪性新生物）または上皮内がんの診断確定による特約の無効

7. 告知義務および特約の解除

- 第15条 告知義務
- 第16条 告知義務違反による解除
- 第17条 特約を解除できない場合
- 第18条 重大事由による解除

8. 特約の解約

- 第19条 特約の解約
- 第20条 特定疾病一時金の受取人による保険契約の存続

9. 特約内容の変更

- 第21条 特定疾病一時金額の減額

10. 払戻金

- 第22条 解約払戻金

11. 特定疾病一時金の受取人の変更

- 第23条 会社への通知による特定疾病一時金の受取人の変更

12. 契約者配当

- 第24条 契約者配当

13. 管轄裁判所

- 第25条 管轄裁判所

14. 主約款の規定の準用

- 第26条 主約款の規定の準用

15. 特則

- 第27条 特定疾病保険料払込免除特則を適用した無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合の特則
- 第28条 無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合の特則

別表1 請求書類

別表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変

別表3 対象となる上皮内新生物

別表4 新生物の形態の性状コード

別表5 病院または診療所

別表6 対象となる手術

別表7 入院

（この特約の内容）

この特約は、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。

名称	給付の概要	給付の額
特定疾病一時金	被保険者が、この特約の保険期間中に特約の型に応じた特定疾病による所定の状態に該当したときにお支払いします。	特定疾病一時金額 （上皮内がん診断一時金の支払後は、特定疾病一時金額の90%）
上皮内がん診断一時金	被保険者が、この特約の保険期間中に上皮内がんと診断確定されたときに、特定疾病一時金の一部をお支払いします。	特定疾病一時金額の10%
特約保険料の払込免除	主契約の保険料の払込が免除されたときに、その後の特約保険料の払込を免除します。	

1. 総則

第1条（特約の締結および責任開始期）

- ① この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後であっても、保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に中途付加することができます。この場合、保険契約者は、会社の定める方法で計算したこの特約に対する第1回保険料を、会社の指定した日までに払い込んでください。
- ③ 保険契約者は、前2項の規定によりこの特約を付加する際、つぎの各号のいずれかの特約の型を選択するものとし、以後変更することはできません。
 1. 三疾病型
 2. 五疾病型
- ④ この特約の責任開始期は、つぎのとおりとします。
 1. 第1項の規定によりこの特約を付加した場合
主契約の責任開始期
 2. 第2項の規定によりこの特約を付加した場合
この特約に対する第1回保険料を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）
- ⑤ 第2項の規定によって、この特約を主契約に中途付加したときは、保険証券の交付は行なわず、書面により保険契約者に通知します。

第2条（特約の保険期間）

- ① この特約の保険期間は、前条第1項または第2項の規定により、この特約を主契約に付加した日から次項に定める満了日までとします。
- ② この特約の保険期間の満了日は、主契約の保険期間の満了日をこえないものとし、かつ、会社の取扱範囲内とします。この場合、主契約の年単位の契約応当日の前日を、この特約の保険期間の満了日とします。

第3条（がん（悪性新生物）による特定疾病一時金および上皮内がん診断一時金の責任開始期）

第5条（特定疾病一時金の支払）に規定するがん（悪性新生物）による特定疾病一時金、および第6条（上皮内がん診断一時金の支払）に規定する上皮内がん診断一時金は、第1条（特約の締結および責任開始期）第4項の規定にかかわらず、会社は、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて91日目（ただし、第12条（特約の復活）によりこの特約が復活された場合において、復活日がこの特約の責任開始期の属する日よりその日を含めて90日目を超えている場合は復活日とします。以下「給付責任開始日」といいます。）から保険契約上の責任を負います。

第4条（がん（悪性新生物）および上皮内がんの定義および診断確定）

- ① この特約において「がん（悪性新生物）」とは、別表2に定める悪性新生物のうち、別表4に定める新生物の形態の性状コードが悪性に該当するものをいいます。
- ② この特約において「上皮内がん」とは、別表3に定める上皮内新生物のうち、別表4に定める新生物の形態の性状コードが上皮内癌に該当するものをいいます。
- ③ がん（悪性新生物）および上皮内がんの診断確定は、つぎのいずれかによる必要があります。
 1. 病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定
 2. 病理組織学的所見が行なわれなかった場合でその検査が行なわれなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときはその診断確定

2. 特定疾病一時金および上皮内がん診断一時金の支払

第5条（特定疾病一時金の支払）

① この特約において支払う特定疾病一時金は、つぎの表のとおりです。

特約の型	特定疾病一時金を支払う場合 (以下「特定疾病一時金の支払事由」といいます。)	支払金額	受取人
三疾病型	被保険者が、この特約の保険期間中に、次項第1号から第3号に定める特定疾病による所定の状態のいずれかに該当したとき	特定疾病一時金額。ただし、次条に定める上皮内がん診断一時金の支払後は、特定疾病一時金額の90%とします。	被保険者
五疾病型	被保険者が、この特約の保険期間中に、次項第1号から第5号に定める特定疾病による所定の状態のいずれかに該当したとき		

② 前項の特定疾病による所定の状態は、つぎの各号のとおりとします。

1. 給付責任開始日以後、生まれて初めてがん（悪性新生物）と診断確定されたとき
 2. この特約の責任開始期（復活が行なわれた場合には、最後の復活の際のこの特約の責任開始期。以下、同様とします。）以後に発病した疾病を原因として、別表2に定める急性心筋梗塞（以下「急性心筋梗塞」といいます。）を発病し、つぎのいずれかに該当したとき
 - ア. その急性心筋梗塞を直接の原因とし、その治療を直接の目的として、別表5に定める病院または診療所（以下「病院または診療所」といいます。）において別表6に定める手術（以下「手術」といいます。）を受けたとき
 - イ. その急性心筋梗塞を直接の原因とし、その治療を目的として、病院または診療所に、別表7に定める入院（以下「入院」といいます。）をし、その入院日数が継続して20日に達したとき
 3. この特約の責任開始期以後に発病した疾病を原因として、別表2に定める脳卒中（以下「脳卒中」といいます。）を発病し、つぎのいずれかに該当したとき
 - ア. その脳卒中を直接の原因とし、その治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき
 - イ. その脳卒中を直接の原因とし、その治療を目的として、病院または診療所に入院をし、その入院日数が継続して20日に達したとき
 4. この特約の責任開始期以後に発病した疾病を原因として、別表2に定める慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析法を開始したとき
 5. この特約の責任開始期以後に発病した疾病を原因として、別表2に定める肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断されたとき
- ③ 特定疾病一時金が支払われた場合には、被保険者が前2項に定める特定疾病一時金の支払事由に該当した時にさかのぼってこの特約は消滅したものとします。
- ④ 特定疾病一時金の請求を受け、特定疾病一時金が支払われるときは、会社は、特定疾病一時金の別の支払事由による特定疾病一時金の請求を受けても特定疾病一時金を重複して支払いません。
- ⑤ 保険契約者が法人である場合には、第1項の規定にかかわらず、特定疾病一時金の受取人をその法人とすることができます。
- ⑥ 被保険者が急性心筋梗塞または脳卒中を直接の原因とする入院を開始した場合、つぎの各号のいずれかに該当するときは、その入院開始の直接の原因となった急性心筋梗塞または脳卒中により継続して入院したものと同みなして取り扱います。
 1. 入院開始の直接の原因となった急性心筋梗塞または脳卒中と異なる急性心筋梗塞または脳卒中を併発していたとき
 2. その入院中に、入院開始の直接の原因となった急性心筋梗塞または脳卒中と異なる急性心筋梗塞または脳卒中を併発したとき
- ⑦ 被保険者が急性心筋梗塞または脳卒中以外の原因による入院中に、急性心筋梗塞または脳卒中を併発し、その急性心筋梗塞または脳卒中について入院を要する治療を受けたときは、その治療を開始した日からその治療を終了した日までの入院について、急性心筋梗塞または脳卒中を直接の原因とする入院と同みなして本条の規定を適用します。
- ⑧ 被保険者が転入院または再入院をした場合、つぎの各号のいずれにも該当するときは、継続した1回の入院と同みなして取り扱います。
 1. 転入院または再入院の前の入院と、転入院または再入院の直接の原因が同一の急性心筋梗塞または脳卒中であるとき
 2. その急性心筋梗塞または脳卒中の入院の退院日の翌日から起算して転入院または再入院の開始の日の前日までの期間が30日以内であるとき
- ⑨ 被保険者が急性心筋梗塞または脳卒中を直接の原因とする入院中に、この特約の保険期間が満了した場合には、この特約の保険期間の満了時を含んで継続しているその入院については、この特約の保険期

間中の入院とみなして本条の規定を適用します。

- ⑩ 本条の特定疾病一時金の支払事由の規定にかかわらず、被保険者が、この特約の責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として、第2項第2号から第5号により特定疾病一時金の支払事由に該当したときは、つぎの各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の締結（第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定による中途付加の場合を含みます。以下、同様とします。）または復活の際に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で特定疾病一時金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
2. その疾病について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察、検査、治療または投薬を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドック検診において異常（要経過観察、要再検査、要精密検査または要治療を含みます。）の指摘を受けたことがない場合には、特定疾病一時金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第6条（上皮内がん診断一時金の支払）

- ① この特約において、支払う上皮内がん診断一時金は、つぎの表のとおりです。

名称	上皮内がん診断一時金を支払う場合 (以下「上皮内がん診断一時金の支払事由」といいます。)	支払金額	受取人
上皮内がん診断一時金	被保険者が、給付責任開始日以後、この特約の保険期間中に生まれて初めて上皮内がんと診断確定されたとき	特定疾病一時金額の10%	特定疾病一時金の受取人

- ② 上皮内がん診断一時金の支払は、この特約の保険期間中に1回を限度とします。
- ③ 上皮内がん診断一時金を支払う前に、前条に規定する特定疾病一時金の支払請求を受け、特定疾病一時金が支払われるときは、会社は、上皮内がん診断一時金を支払いません。

第7条（特定疾病一時金または上皮内がん診断一時金の請求、支払時期および支払場所）

- ① 特定疾病一時金または上皮内がん診断一時金（以下「一時金」といいます。）の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者、被保険者またはその受取人は、遅滞なく会社へ通知してください。
- ② 一時金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに別表1の請求書類（以下「請求書類」といいます。）を会社へ提出して、その請求をしてください。
- ③ 一時金は、前項の請求書類が会社へ到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 一時金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から一時金請求時までには会社へ提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、一時金を支払うべき期限は、第2項の請求書類が会社へ到達した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
1. 一時金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 一時金の支払事由に該当する事実の有無
 2. 告知義務違反に該当する可能性がある場合 会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 3. この特約または主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める重大事由、詐欺もしくは不法取得目的に該当する可能性がある場合 前号に定める事項、第18条（重大事由による解除）第1項第4号ア. からオ. までは該当する事実の有無または保険契約者もしくは被保険者のこの特約の締結の目的もしくは一時金請求の意図に関するこの特約の締結時から一時金請求時までにおける事実
- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、一時金を支払うべき期限は、第2項の請求書類が会社へ到達した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
 3. 前項第1号または第3号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
 4. 前項第1号または第3号に定める事項に関し、保険契約者または被保険者を被疑者として、捜査、

起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号または第3号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日

⑥ 前2項の場合、会社は一時金を請求した者に通知します。

⑦ 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者もしくは被保険者が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は一時金を支払いません。

3. 特約保険料の払込免除

第8条（特約保険料の払込免除）

① 主契約について保険料の払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

② 特約保険料の払込が免除された場合には、以後、払込期月の契約応当日ごとに所定の特約保険料の払込があったものとして取り扱います。

③ 特約保険料の払込が免除された特約については、「9. 特約内容の変更」は取り扱いません。

④ 特約保険料の払込が免除されたときは、保険証券に裏書します。

4. 特約保険料の払込および特約の失効

第9条（特約保険料の払込）

① この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料前納の場合も同様とします。

② 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約はその保険料の払込期月の契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。

③ 保険料（主契約の保険料、主契約に付加されている他の特約の保険料およびこの特約の保険料とします。以下、本条および次条において同様とします。）が払い込まれないまま払込期月の契約応当日以後末日までに一時金の支払事由が生じた場合には、その支払うべき金額から未払込の保険料を差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その未払込の保険料を払い込んでください。

④ 前項ただし書の場合、未払込の保険料の支払いについては、次条第2項の規定を準用します。

第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

① 保険料払込の猶予期間中に、一時金の支払事由が生じた場合には、その支払うべき金額から未払込の保険料を差し引きます。

② 前項の場合で、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この未払込の保険料が払い込まれない場合には、一時金の支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第11条（特約の失効および消滅）

① 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

② 主契約がつぎの各号のいずれかに該当した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

1. 解約その他の事由によって消滅したとき

2. 無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）の場合で、遺族年金または高度障害年金が支払われるとき

5. 特約の復活

第12条（特約の復活）

① 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。

② 会社がこの特約の復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

6. 特約の取消または無効

第13条（詐欺による特約の取消）

保険契約者または被保険者の詐欺によってこの特約を締結または復活したときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

第14条（がん（悪性新生物）または上皮内がんの診断確定による特約の無効）

① 被保険者が、告知前または告知の時から、給付責任開始日の前日までにがん（悪性新生物）または上

皮内がんと診断確定されたために、一時金が支払われない場合で、その診断確定の日からその日を含めて180日以内に保険契約者から申出があったときは、この特約を無効とします。ただし、第16条（告知義務違反による解除）または第18条（重大事由による解除）の規定により、この特約が解除されるときを除きます。

- ② 前項の規定によりこの特約が無効とされた場合には、既に払い込まれたこの特約の保険料に相当する金額を保険契約者に払い戻します。

7. 告知義務および特約の解除

第15条（告知義務）

会社が、この特約の締結または復活の際、一時金の支払事由および特約保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知してください。

第16条（告知義務違反による解除）

- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前条の規定により会社が告知を求めた事項について事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ② 会社は、一時金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定により、この特約を解除することができます。
- ③ 前項の場合には、会社は、一時金の支払または特約保険料の払込免除を行いません。また、すでに一時金の支払または特約保険料の払込免除を行っていたときは、会社は、一時金の返還を請求し、または、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、一時金の支払事由または特約保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、一時金の支払または特約保険料の払込免除を行いません。
- ④ 第1項または第2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合または保険契約者の住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者に通知をします。

第17条（特約を解除できない場合）

- ① 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定によるこの特約の解除をすることはできません。
1. 会社が、この特約の締結または復活の際に、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失によって知らなかったとき
 2. 会社のためにこの特約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のためにこの特約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第15条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第15条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
 5. この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、2年以内に解除の原因となる事実に基づいて一時金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じていた場合を除きます。
- ② 前項第2号および第3号の場合には、各号に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第15条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第18条（重大事由による解除）

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
1. この特約の一時金または特約保険料の払込免除の請求に関し、保険契約者または一時金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 2. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる特定疾病一時金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 3. 保険契約者または被保険者が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められ

ること

ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

エ. 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

4. 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者もしくは被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由がある場合

- ② 会社は、一時金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。
- ③ 前項の場合には、会社は、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた一時金の支払事由または特約保険料の払込免除事由による一時金の支払または特約保険料の払込免除を行ないません。また、この場合に、すでに一時金の支払または特約保険料の払込免除を行っていたときは、会社は、一時金の返還を請求し、または、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ④ 第1項または第2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者に通知をします。

8. 特約の解約

第19条（特約の解約）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ② 保険契約者がこの特約の解約を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- ③ この特約が解約されたときは、保険証券に裏書します。

第20条（特定疾病一時金の受取人による保険契約の存続）

- ① 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす特定疾病一時金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（会社が債権者等に支払った金額がある場合は、その金額を差し引いた金額とします。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - 1. 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - 2. 保険契約者でないこと
- ③ 前項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。
- ④ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、特定疾病一時金の支払事由が生じ、会社が特定疾病一時金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額があるときは、これを特定疾病一時金の受取人に支払います。

9. 特約内容の変更

第21条（特定疾病一時金額の減額）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、特定疾病一時金額を減額することができます。ただし、減額後の特定疾病一時金額が会社の定める額に満たないときは、特定疾病一時金額の減額を取り扱いません。
- ② 保険契約者が特定疾病一時金額の減額を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- ③ 特定疾病一時金額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
- ④ 特定疾病一時金額が減額されたときは、会社は保険契約者に書面により通知します。

10. 払戻金

第22条（解約払戻金）

この特約に対する解約払戻金はありません。

11. 特定疾病一時金の受取人の変更

第23条（会社への通知による特定疾病一時金の受取人の変更）

- ① 保険契約者が法人である場合、保険契約者は、一時金の支払事由が生じるまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、特定疾病一時金の受取人を変更することができます。この場合、変更後の特定疾病一時金の受取人は被保険者または保険契約者であることを要します。
- ② 主約款の規定により、保険契約者を法人から法人以外に変更する場合、特定疾病一時金の受取人は、被保険者とします。
- ③ 第1項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に裏書します。
- ④ 第1項の通知が会社に到達した場合には、特定疾病一時金の受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、第1項の通知が会社に到達する前に変更前の特定疾病一時金の受取人に一時金を支払ったときは、その支払後に変更後の特定疾病一時金の受取人から一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

12. 契約者配当

第24条（契約者配当）

この特約の契約者配当はありません。

13. 管轄裁判所

第25条（管轄裁判所）

この特約における一時金または特約保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

14. 主約款の規定の準用

第26条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

15. 特則

第27条（特定疾病保険料払込免除特則を適用した無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合の特則）

- ① 第1条（特約の締結および責任開始期）第3項の規定にかかわらず、特約の型はつぎのとおりとします。
 1. 主契約の特則の型が三疾病型の場合、この特約の型は三疾病型とします。
 2. 主契約の特則の型が五疾病型の場合、この特約の型は五疾病型とします。
- ② 第11条（特約の失効および消滅）に定めるほか、主契約に適用されている特定疾病保険料払込免除特則（以下、本条において「免除特則」といいます。）が消滅したとき（ただし、主約款第49条第2号によって消滅したときを除きます。）には、この特約は消滅したものとみなします。
- ③ 免除特則のがん（悪性新生物）または上皮内がんの診断確定による無効に関する規定に基づき、保険契約者から無効の申出があった場合、同時に第14条（がん（悪性新生物）または上皮内がんの診断確定による特約の無効）に基づく申出があったものとみなして第14条（がん（悪性新生物）または上皮内がんの診断確定による特約の無効）を適用し、この特約を無効とします。
- ④ 第19条（特約の解約）に定めるほか、免除特則が解約された場合、この特約も解約されたものとして取り扱います。

第28条（無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合の特則）

主契約にこの特約を付加した場合、第1条（特約の締結および責任開始期）第3項の規定にかかわらず、特約の型はつぎのとおりとします。

1. 主契約の保険契約の型が三疾病型の場合、この特約の型は三疾病型とします。
2. 主契約の保険契約の型が五疾病型の場合、この特約の型は五疾病型とします。

別表1 請求書類

	項目	請求書類
1	特定疾病一時金または 上皮内がん診断一時金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、被保険者と受取人が同一の場合は不要） (4) 特定疾病一時金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券
2	特約の解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
3	特定疾病一時金の受取人による保険契約 の存続	(1) 会社所定の通知書 (2) 特定疾病一時金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類
4	特約内容の変更 特定疾病一時金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
5	会社への通知による特定疾病一時金の受 取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。		

別表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変の定義

疾病名	疾病の定義
悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、上皮内癌を除く）
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病
慢性腎不全	不可逆性の腎機能低下が数か月以上持続し、体液の恒常性維持が不可能となった疾病
肝硬変	肝細胞壊死、再生の繰り返しの結果、肝全体におよび不可逆性の線維化と結節形成がみられ正常な肝小葉構造が改築された疾病

表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
	消化器の悪性新生物	C15-C26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
	皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44

疾病名	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
	乳房の悪性新生物	C50
	女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
	男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
	腎尿路の悪性新生物	C64-C68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
	真正赤血球増加症（多血症）	D45
	骨髄異形成症候群	D46
	リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、	
	・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
	・本態性（出血性）血小板血症	D47.3
急性心筋梗塞	リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）のうち、	
	・ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0
脳卒中	虚血性心疾患（I20-I25）のうち、	
	・急性心筋梗塞	I21
	・再発性心筋梗塞	I22
慢性腎不全	脳血管疾患（I60-I69）のうち、	
	・くも膜下出血	I60
	・脳内出血	I61
	・脳梗塞	I63
肝硬変	高血圧性腎疾患（I12）のうち、	
	・腎不全を伴う高血圧性腎疾患	I12.0
	腎不全（N17-N19）のうち、	
	・慢性腎不全	N18
肝硬変	アルコール性肝疾患（K70）のうち、	
	・アルコール性肝硬変	K70.3
	肝線維症および肝硬変（K74）のうち、	
	・原発性胆汁性肝硬変	K74.3
	・続発性胆汁性肝硬変	K74.4
	・胆汁性肝硬変、詳細不明	K74.5
	・その他および詳細不明の肝硬変	K74.6

（注）上記の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記表2に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変に分類された疾病があるときは、会社が認めた場合に限り、その疾病を対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変に含めることがあります。

別表3 対象となる上皮内新生物

対象となる上皮内新生物とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	分類項目	基本分類コード
上皮内新生物	上皮内新生物	D00-D09

（注）上記の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記に掲げる疾病以外に新たに上皮内新生物に分類された疾病があるときは、会社が認めた場合に限り、その疾病を対象となる上皮内新生物に含めることがあります。

別表4 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものは厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

（注）上記の厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁コードが悪性または上皮内癌とされた疾病があるときは、会社が認めた場合に限り、その疾病を対象となる悪性新生物または上皮内新生物に含めることがあります。

別表5 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表6 対象となる手術

急性心筋梗塞および脳卒中について対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるものであり、かつ、つぎの1. から5. のいずれかに該当するものを指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

1. 開頭術（頭蓋骨を開き、脳を露出させる手術をいい、穿頭器などにより頭蓋を穿孔する手術を含みます。）
2. 開胸術（胸腔を開く手術であって、胸腔鏡下に行われる手術を含みます。）
3. 開腹術（腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、腹腔鏡下に行なわれる手術を含みます。）
4. ファイバースコープ手術
5. 血管・バスケットカテーテル手術

別表7 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表5に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(この特約の内容)

- 第1条 特約の適用
- 第2条 責任開始期
- 第3条 第1回保険料の払込および猶予期間
- 第4条 第1回保険料の払込前に保険事故が発生した場合
- 第5条 第1回保険料の不払による無効
- 第6条 特約の解約
- 第7条 主約款の規定の準用
- 第8条 無配当特別終身保険（Ⅰ型）に付加した場合の特則
- 第9条 無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）に付加した場合の特則

- 第10条 特定疾病一時金特約（無解約払戻金・Ⅰ型）が付加された主契約に付加した場合の特則
- 第11条 無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）または無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合の特則
- 第12条 無配当終身医療保険（無解約払戻金・Ⅰ型）、無配当終身医療保険（無解約払戻金・Ⅱ型）または無配当終身医療保険（無解約払戻金・Ⅲ型）に付加した場合の特則

責任開始期に関する特約

(この特約の内容)

この特約は、第1回保険料の払込を責任開始期の要件とせず、会社が保険契約申込書を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い方から保険契約上の責任を負うことを目的としたものです。

第1条（特約の適用）

この特約は、無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）（以下「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者からの申出があり、会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。

第2条（責任開始期）

この特約を付加した場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社は、保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。

第3条（第1回保険料の払込および猶予期間）

- ① 保険契約者は、第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下、同様とします。）を払込期間内に払い込んでください。
- ② 前項の払込期間は、責任開始期の属する日からその日を含めて責任開始期の属する月の翌月末日までとします。
- ③ 第1回保険料の払込の猶予期間は、前項に定める払込期間の翌月初日から末日までとします。

第4条（第1回保険料の払込前に保険事故が発生した場合）

- ① 第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間までに主約款の規定に基づいて遺族年金もしくは高度障害年金または三大疾病年金（以下「年金」といいます。）の支払事由が生じたときは、第1回保険料を支払うべき金額から差し引きます。ただし、第2回以後の保険料について、主約款の規定に基づいて差し引くべき未払込の保険料がある場合は第1回保険料と合わせて支払うべき金額から差し引きます。
- ② 前項の場合、年金が第1回保険料（前項ただし書きの未払込の保険料を含みます。）に不足するときは、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了までに第1回保険料（前項ただし書きの未払込の保険料を含みます。以下本項において同様とします。）を払い込んでください。第1回保険料の払込がない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき年金を支払いません。
- ③ 第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間までに主約款の規定に基づいて保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了までに第1回保険料（主約款の規定に基づいて払い込むべき第2回以後の未払込の保険料がある場合は、その未払込の保険料を含みます。）を払い込んでください。この未払込の保険料が払い込まれない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

第5条（第1回保険料の不払による無効）

- ① 第1回保険料の猶予期間満了までに第1回保険料の払込がないときは、会社は、保険契約を無効とします。ただし、前条第1項に該当する場合を除きます。
- ② 本条の規定によって保険契約を無効とした場合、責任準備金その他の払戻金の払戻はありません。

第6条（特約の解約）

この特約のみの解約は取り扱いません。

第7条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

第8条（無配当特別終身保険（Ⅰ型）に付加した場合の特則）

無配当特別終身保険（Ⅰ型）にこの特約を付加した場合には、つぎに定めるところによります。

1. 第1条（特約の適用）の規定中、「無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）」とあるのは「無配当特別終身保険（Ⅰ型）」と読み替えます。
2. 第4条（第1回保険料の払込前に保険事故が発生した場合）第1項の規定中、「遺族年金もしくは高度障害年金または三大疾病年金（以下「年金」といいます。））」とあるのは「保険金」と、同条第2項の規定中、「年金」とあるのは「保険金」と読み替えます。

第9条（無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）に付加した場合の特則）

無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）にこの特約を付加した場合には、つぎに定めるところによります。

1. 第1条（特約の適用）の規定中、「無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）」とあるのは「無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）」と読み替えます。
2. 第4条（第1回保険料の払込前に保険事故が発生した場合）第1項の規定中、「遺族年金もしくは高度障害年金または三大疾病年金（以下「年金」といいます。））」とあるのは「特定疾病年金（以下「年金」といいます。））」と読み替えます。

第10条（特定疾病一時金特約（無解約払戻金・Ⅰ型）が付加された主契約に付加した場合の特則）

特定疾病一時金特約（無解約払戻金・Ⅰ型）が付加された主契約にこの特約を付加した場合には、第8条第2項または前条第2項の規定にかかわらず、第4条（第1回保険料の払込前に保険事故が発生した場合）第1項の規定中、「主約款の規定に基づいて遺族年金もしくは高度障害年金または三大疾病年金（以下「年金」といいます。））」とあるのは「主約款または特約条項の規定に基づいて保険金、年金、給付金または一時金（以下「保険金等」といいます。））」と、同条第2項の規定中、「年金」とあるのは「保険金等」と読み替えます。

第11条（無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）または無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合の特則）

無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）または無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）にこの特約を付加した場合には、つぎに定めるところによります。

1. 第1条（特約の適用）の規定中、「無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）」とあるのは「主たる保険契約」と読み替えます。
2. 第4条（第1回保険料の払込前に保険事故が発生した場合）第1項の規定中、「遺族年金もしくは高度障害年金または三大疾病年金（以下「年金」といいます。））」とあるのは「主約款または特約条項の規定に基づいて保険金、年金、給付金または一時金（以下「保険金等」といいます。））」と、同条第2項の規定中、「年金」とあるのは「保険金等」と読み替えます。

第12条（無配当終身医療保険（無解約払戻金・Ⅰ型）、無配当終身医療保険（無解約払戻金・Ⅱ型）または無配当終身医療保険（無解約払戻金・Ⅲ型）に付加した場合の特則）

無配当終身医療保険（無解約払戻金・Ⅰ型）、無配当終身医療保険（無解約払戻金・Ⅱ型）または無配当終身医療保険（無解約払戻金・Ⅲ型）にこの特約を付加した場合には、つぎに定めるところによります。

1. 第1条（特約の適用）の規定中、「無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）」とあるのは「主たる保険契約」と読み替えます。
2. 第4条（第1回保険料の払込前に保険事故が発生した場合）第1項の規定中、「遺族年金もしくは高度障害年金または三大疾病年金（以下「年金」といいます。））」とあるのは「給付金」と、同条第2項の規定中、「年金」とあるのは「給付金」と読み替えます。

(この特約の内容)

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の対象となる保険金等
- 第3条 指定代理請求人の指定および変更指定
- 第4条 指定代理請求人等による保険金等の請求
- 第5条 指定代理請求人への解除通知
- 第6条 特約の解約
- 第7条 特約を付加した場合の取扱
- 第8条 主約款等の代理請求に関する規定の適用
- 第9条 学資保障保険等に付加した場合の特則
- 第10条 生存給付金付特殊養老保険等に付加した場合の特則
- 第11条 共存給付金付連生定期保険（88）等に付加した場合の特則
- 第12条 会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則
- 第13条 会社の定める定額個人年金保険に付加した場合の特則

- 第14条 主契約に年金支払移行特約等が付加された保険契約の場合の特則
- 第15条 主契約に年金払定期保険特約が付加された保険契約の場合の特則
- 第16条 遺族年金支払特約等による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則
- 第17条 無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）に付加した場合の特則
- 第18条 無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合の特則
- 第19条 主契約に介護年金支払移行特約等が付加された保険契約の場合の特則
- 第20条 主契約に介護認知症年金支払移行特約が付加された保険契約の場合の特則

別表 請求書類

指定代理請求特約

(この特約の内容)

この特約は、保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情がある場合に、あらかじめ指定または変更指定された指定代理請求人が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することを主な目的とするものです。

第1条（特約の締結）

この特約は、保険契約者の申出により、保険契約の締結の際または締結後、被保険者の同意を得て、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。

第2条（特約の対象となる保険金等）

この特約の対象となる保険金、給付金または年金（保険料の払込免除、年金の一括支払の請求およびその受領を含み、給付の名称の如何を問いません。以下「保険金等」といいます。）は、この特約が付加された主契約およびこれに付加されている特約の保険金等のうち、つぎの各号に定めるとおりとします。

1. 被保険者が受取人に指定されている保険金等
2. 被保険者が受け取ることとなる保険金等
3. 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる保険金等
4. 前3号に定める保険金等とともに支払われる金額
5. 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）

- ① この特約を付加する場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された主契約につき1人の者（以下「指定代理請求人」といいます。）を指定してください。ただし、保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下同じとします。）が法人である保険金等については、指定代理請求人の指定がされなかったものとみなします。

1. つぎの範囲内の者
 - ア. 被保険者の戸籍上の配偶者
 - イ. 被保険者の直系血族
 - ウ. 被保険者の3親等内の親族
2. 前号のほか、つぎの範囲内の者で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者
 - ア. 被保険者と同居しまたは被保険者と生計を一にしている者
 - イ. 被保険者の財産管理を行なっている者
 - ウ. 死亡保険金（死亡給付金その他被保険者死亡の際に支払われる給付金を含み、名称の如何を問いません。）の受取人

エ. その他前ア. からウ. までの掲げる者と同等の関係にある者

- ② 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更指定することができます。ただし、指定代理請求人は前項のいずれかに該当する者であることを要します。
- ③ 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定を撤回することができます。
- ④ 指定代理請求人の指定もしくは変更指定または指定代理請求人の指定の撤回をするときは、保険契約者は、必要書類（別表）を提出してください。
- ⑤ 指定代理請求人の指定もしくは変更指定または指定代理請求人の指定の撤回をした場合は、保険契約者に書面により通知します。

第4条（指定代理請求人等による保険金等の請求）

- ① 保険金等の受取人が保険金等を請求できないつぎの各号に定めるいずれかの事情があるときは、前条の規定により指定または変更指定された指定代理請求人が、必要書類（別表）およびその事情の存在を証明する書類を提出し、会社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。
 1. 傷害または疾病により、保険金等を請求する意思表示ができない場合
 2. 傷病名（会社が認めるものに限ります。）の告知を受けていない場合
 3. その他前2号に準じた状態である場合
- ② 前項の規定にかかわらず、指定代理請求人が前項の請求時において前条第1項各号に定める範囲外である場合には、指定代理請求人は前項の請求をすることができません。
- ③ 保険金等の受取人が第1項各号に定める保険金等を請求できない事情があり、かつ、第1号に該当するときは、第2号に定める者が、必要書類（別表）およびその事情の存在を証明する書類を提出し、会社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。
 1. つぎのいずれかに該当する場合
 - ア. 指定代理請求人が第1項の請求時においてすでに死亡している場合
 - イ. 指定代理請求人が第1項の請求時において前条第1項各号に定める範囲外である場合
 - ウ. 指定代理請求人が指定されていない場合
 - エ. 指定代理請求人が保険金等を請求できない第1項第1号に定める事情がある場合またはこれに準じる状態であると会社が認めた場合
 2. つぎの範囲内の者
 - ア. 保険金等の受取人の戸籍上の配偶者
 - イ. 前ア. に該当する者がいない場合、または前ア. に該当する者が保険金等を請求できない第1項第1号に定める事情がある場合もしくはこれに準じる状態であると会社が認めた場合には、その受取人と同居しまたはその受取人と生計を一にしている3親等内の親族
 - ウ. 前ア. およびイ. に該当する者がいない場合、または前ア. およびイ. に該当する者が保険金等を請求できない第1項第1号に定める事情がある場合もしくはこれに準じる状態であると会社が認めた場合には、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な理由があると会社が認めた者
- ④ 第1項および第3項の規定により、会社が保険金等を保険金等の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑤ 本条の規定にかかわらず、つぎの者は指定代理請求人および第3項に定める保険金等の受取人の代理人としての取扱を受けることができません。
 1. 故意に保険金等の支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）を生じさせた者
 2. 故意に保険金等の受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者
- ⑥ 事実の確認に際し、指定代理請求人または第3項に定める保険金等の受取人の代理人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金等を支払いません。また、会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同じとします。

第5条（指定代理請求人への解除通知）

この特約が付加された保険契約の解除に関するつぎの事項については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主契約に付加されている特約の特約条項（以下「主特約条項」といいます。）の規定によるほか、正当な理由により保険契約者、被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人または前条第3項に定める保険金等の受取人の代理人に通知します。

1. 告知義務違反による解除
2. 重大事由による解除

第6条（特約の解約）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ② 保険契約者がこの特約の解約を請求するときは、必要書類（別表）を提出してください。
- ③ この特約が解約されたときは、保険契約者に書面により通知します。

第7条（特約を付加した場合の取扱）

- ① この特約が付加された保険契約が更新されるときは、保険契約者から、とくに反対の申出がないかぎりこの特約も更新されます。
- ② 保険金等の受取人が法人に変更された場合は、指定代理請求人は指定されなかったものとして取り扱います。
- ③ この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き、主約款および主特約条項の規定を準用します。

第8条（主約款等の代理請求に関する規定の不適用）

この特約を付加する場合、主約款または主特約条項について、保険金等の受取人の代理人による請求に関する規定は適用しません。

第9条（学資保障保険等に付加した場合の特則）

この特約をこども積立保険、こども積立保険（85）、こども積立保険（93）、学資保障保険、学資保障保険（85）、学資保障保険（93）、こども積立貯蓄保険、こども積立貯蓄保険（91）またはこども積立貯蓄保険（93）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第2条（特約の対象となる保険金等）第5号の規定中、「被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除」とあるのは「保険料の払込免除」と読み替えます。
2. 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）第1項各号の規定中、「被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

第10条（生存給付金付特殊養老保険等に付加した場合の特則）

この特約が生存給付金付特殊養老保険、生存給付金付特殊養老保険（86）、生存給付金付特殊養老保険（90）または生存給付金付特殊養老保険（93）に付加されている場合で、婚姻時の特別取扱により被保険者が変更されたときは、指定代理請求人の指定は撤回されるものとします。この場合、保険契約者は新たに指定代理請求人を指定してください。

第11条（共存給付金付連生定期保険（88）等に付加した場合の特則）

この特約を共存給付金付連生定期保険（88）または共存給付金付連生定期保険（90）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第1条（特約の締結）の規定中、「被保険者の同意を得て、」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者の同意を得て、」と読み替えます。
2. 第2条（特約の対象となる保険金等）第1号および第2号の規定中、「被保険者」とあるのは「第1被保険者または第2被保険者」と、第3号の規定中、「被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる保険金等」とあるのは「保険契約者が受け取ることとなる保険金等」と、第5号の規定中、「被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除」とあるのは「保険料の払込免除」と読み替えます。
3. 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）の適用に際しては、つぎに定めるとおり取り扱います。
 - ア. 第1項本文および第1号をつぎのとおり読み替えます。
 - 「① この特約を付加する場合、保険契約者は、第1被保険者および第2被保険者の同意を得て、あらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された主契約の被保険者1人につき1人の者（以下「指定代理請求人」といいます。）を指定してください。
 1. つぎの範囲内の者
 - ア. 第1被保険者または第2被保険者の戸籍上の配偶者
 - イ. 第1被保険者または第2被保険者の直系血族
 - ウ. 第1被保険者または第2被保険者の3親等内の親族
 - イ. 第1項第2号の規定中、「被保険者」とあるのは「第1被保険者または第2被保険者」と読み替えます。
 - ウ. 第2項および第3項の規定中、「被保険者の同意を得て、」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者の同意を得て、」と読み替えます。
 4. 第4条（指定代理請求人等による保険金等の請求）第6項の規定中、「被保険者」とあるのは「第1

被保険者または第2被保険者」と読み替えます。

5. 第5条（指定代理請求人への解除通知）の規定中、「被保険者」とあるのは「第2被保険者」と読み替えます。

第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）

- ① この特約を付加した会社の定める変額個人年金保険（以下本条において「主契約」といいます。）の年金支払開始日以後は、つぎの各号のとおり取り扱います。
1. 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）第2項、第3項、第4項および第5項の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。
2. 第6条（特約の解約）の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。
- ② この特約を主契約の年金支払開始日以後に付加する場合には、第1条（特約の締結）、第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）および第6条（特約の解約）の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。
- ③ この特約を夫婦年金特則を適用する申込をした主契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
1. 第1条（特約の締結）の規定中、「被保険者の同意を得て、」とあるのは「被保険者および配偶者の同意を得て、」と読み替えます。
2. 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）第1項、第2項および第3項の規定中、「被保険者の同意を得て、」とあるのは「被保険者および配偶者の同意を得て、」と読み替えます。
3. 第4条（指定代理請求人等による保険金等の請求）第6項の規定中、「被保険者」とあるのは「被保険者または配偶者」と読み替えます。
4. 夫婦年金特則の規定により支払われる年金については、配偶者が受取人となる場合でも、第2条（特約の対象となる保険金等）に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。
- ④ この特約を付加した主契約に夫婦年金特則を適用した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
1. 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）の適用に際しては、つぎのとおり取り扱います。
- ア. 第2項および第3項の規定中、「保険契約者は、被保険者の同意を得て、」とあるのは「年金受取人は、被保険者および配偶者の同意を得て、」と読み替えます。
- イ. 第4項および第5項の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。
2. 第6条（特約の解約）の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。
- ⑤ この特約を夫婦年金特則を適用した主契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
1. 第1条（特約の締結）の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と、「被保険者の同意を得て、」とあるのは「被保険者および配偶者の同意を得て、」と読み替えます。
2. 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）の適用に際しては、つぎのとおり取り扱います。
- ア. 第1項、第2項および第3項の規定中、「保険契約者は、被保険者の同意を得て、」とあるのは「年金受取人は、被保険者および配偶者の同意を得て、」と読み替えます。
- イ. 第4項および第5項の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。
3. 第4条（指定代理請求人等による保険金等の請求）第6項の規定中、「被保険者」とあるのは「被保険者または配偶者」と読み替えます。
4. 夫婦年金特則の規定により支払われる年金については、配偶者が受取人となる場合でも、第2条（特約の対象となる保険金等）に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。
5. 第6条（特約の解約）の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。
- ⑥ この特約を付加した主契約に夫婦連生終身年金特約または夫婦連生終身年金特約（年金額変動型）を付加した場合には、第1項各号の規定を適用します。この場合、第1項各号の規定中、「年金受取人」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
- ⑦ この特約を夫婦連生終身年金特約または夫婦連生終身年金特約（年金額変動型）を付加した主契約に付加する場合には、第2項の規定を適用します。この場合、第2項の規定中、「年金受取人」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。

第13条（会社の定める定額個人年金保険に付加した場合の特則）

- ① この特約を付加した会社の定める定額個人年金保険（以下本条において「主契約」といいます。）の年金支払開始日以後は、前条第1項各号の規定を適用します。
- ② この特約を主契約の年金支払開始日以後に付加する場合には、前条第2項の規定を適用します。
- ③ この特約を付加した無配当介護認知症保障型個人年金保険（通貨選択・I型）の介護認知症年金支払開始日以後は、前条第1項各号の規定を適用します。この場合、前条第1項各号の規定中、「年金受取人」とあるのは、「介護認知症年金受取人」と読み替えます。
- ④ この特約を無配当介護認知症保障型個人年金保険（通貨選択・I型）の介護認知症年金支払開始日以後に付加する場合には、前条第2項の規定を適用します。この場合、前条第2項の規定中、「年金受取人」と

とあるのは、「介護認知症年金受取人」と読み替えます。

第14条（主契約に年金支払移行特約等が付加された保険契約の場合の特則）

- ① この特約が付加された保険契約に年金支払移行特約が付加された場合で、年金支払移行特約の年金支払開始日以後に、年金支払に移行した部分について、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項の規定を適用します。
- ② この特約が付加された保険契約に年金支払移行特約（変額年金保険用）または年金支払移行特約（I型）が付加された場合は、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項の規定を適用します。この場合、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項の規定中、「年金受取人」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
- ③ 年金支払移行特約が付加された保険契約の年金支払開始日以後に、この特約を付加する場合には、年金支払に移行した部分について第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定を適用します。
- ④ 年金支払移行特約（変額年金保険用）または年金支払移行特約（I型）が付加された保険契約にこの特約を付加する場合には、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定を適用します。この場合、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定中、「年金受取人」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。

第15条（主契約に年金払定期保険特約が付加された保険契約の場合の特則）

- ① 年金払定期保険特約が付加された保険契約にこの特約が付加された場合で、年金払定期保険特約の特約高度障害年金の支払事由発生日以後は、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項の規定を適用します。この場合、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項の規定中、「年金受取人」とあるのは「特約年金の受取人」と読み替えます。
- ② 年金払定期保険特約が付加された保険契約の年金払定期保険特約の特約高度障害年金の支払事由発生日以後に、この特約を付加する場合には、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定を適用します。この場合、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定中、「年金受取人」とあるのは「特約年金の受取人」と読み替えます。

第16条（遺族年金支払特約等による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則）

- ① 会社の定める遺族年金支払特約（以下「遺族年金支払特約等」といいます。）による年金をこの特約の対象となる保険金等とするときは、つぎの各号に定めるところによります。
 1. 遺族年金支払特約等による年金基金設定日以後、遺族年金受取人は、遺族年金支払特約等による年金をこの特約の対象となる保険金等とし、この特約を付加することができます。
 2. すでに主契約にこの特約が付加されている場合であっても、前号の規定によりこの特約が付加されないかぎり、遺族年金支払特約等による年金は、この特約の対象となる保険金等には該当しません。
- ② 前項第1号の規定により付加されたこの特約については、つぎの各号に定めるとおり取り扱います。
 1. 第2条（特約の対象となる保険金等）をつぎのとおり読み替えます。

「第2条（特約の対象となる保険金等）
この特約の対象となる保険金等は、遺族年金支払特約等による年金とします。」
 2. 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）をつぎのとおり読み替えます。

「第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）
① この特約を付加する場合、遺族年金受取人は、あらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された遺族年金支払特約等につき1人の者（以下「指定代理請求人」といいます。）を指定してください。
 1. つぎの範囲内の者
 - ア. 遺族年金受取人の戸籍上の配偶者
 - イ. 遺族年金受取人の直系血族
 - ウ. 遺族年金受取人の3親等内の親族
 2. 前号のほか、つぎの範囲内の者で、遺族年金受取人のために遺族年金支払特約等による年金を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者
 - ア. 遺族年金受取人と同居または遺族年金受取人と生計を一にしている者
 - イ. 遺族年金受取人の財産管理を行なっている者
 - ウ. 死亡一時金の受取人
 - エ. その他前ア. からウ. までの掲げる者と同等の関係にある者
 - ② 遺族年金受取人は、指定代理請求人を変更指定することができます。ただし、指定代理請求人は前項のいずれかに該当する者であることを要します。
 - ③ 遺族年金受取人は、指定代理請求人の指定を撤回することができます。

- ④ 指定代理請求人の指定もしくは変更指定または指定代理請求人の指定の撤回をするときは、遺族年金受取人は、必要書類（別表）を提出してください。
- ⑤ 指定代理請求人の指定もしくは変更指定または指定代理請求人の指定の撤回をした場合は、遺族年金受取人に書面により通知します。」
3. 第4条（指定代理請求人等による保険金等の請求）第6項の規定中、「被保険者」とあるのは「遺族年金受取人」と読み替えます。
4. 第6条（特約の解約）の規定中、「保険契約者」とあるのは「遺族年金受取人」と読み替えます。

第17条（無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）に付加した場合の特則）

- ① この特約を付加した無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）の第1回目の高度障害年金の支払事由が生じた日以後は、つぎの各号のとおり取り扱います。
1. 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）第2項、第3項、第4項および第5項の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金の受取人」と読み替えます。
2. 第6条（特約の解約）の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金の受取人」と読み替えます。
- ② この特約を無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）の第1回目の高度障害年金の支払事由が生じた日以後に付加する場合には、第1条（特約の締結）、第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）および第6条（特約の解約）の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金の受取人」と読み替えます。

第18条（無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合の特則）

この特約を無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合には、前条の規定を準用します。

第19条（主契約に介護年金支払移行特約等が付加された保険契約の場合の特則）

- ① この特約が付加された保険契約に介護年金支払移行特約が付加された場合、介護年金支払移行特約の年金支払開始日以後は、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項各号の規定を準用します。この場合、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項各号の規定中、「年金受取人」とあるのは「介護年金受取人」と読み替えます。
- ② 介護年金支払移行特約が付加された保険契約の介護年金支払移行特約の年金支払開始日以後に、この特約を付加する場合には、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定を準用します。この場合、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定中、「年金受取人」とあるのは「介護年金受取人」と読み替えます。
- ③ 前2項の規定は、この特約および年金払介護保障特約が付加された保険契約に準用します。

第20条（主契約に介護認知症年金支払移行特約が付加された保険契約の場合の特則）

- ① この特約が付加された保険契約に介護認知症年金支払移行特約が付加された場合、介護認知症年金支払移行特約の年金支払開始日以後は、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項各号の規定を準用します。この場合、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項各号の規定中、「年金受取人」とあるのは「介護認知症年金受取人」と読み替えます。
- ② 介護認知症年金支払移行特約が付加された保険契約の介護認知症年金支払移行特約の年金支払開始日以後に、この特約を付加する場合には、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定を準用します。この場合、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定中、「年金受取人」とあるのは「介護認知症年金受取人」と読み替えます。

別表 請求書類

	項目	必要書類
1	保険金等の指定代理請求	(1) 主約款または主特約条項に定める保険金等の請求に関する必要書類 (2) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (3) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 (4) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し
2	指定代理請求人の指定もしくは変更指定または指定代理請求人の指定の撤回	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券または年金証書
3	特約の解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券または年金証書
会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行なうことがあります。		

第1条	特約の適用	第11条	無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）に付加した場合の特則
第2条	責任開始期および契約日の特例	第12条	特定疾病保険料払込免除特則、特定疾病保険料払込免除ワイド特則または特定疾病収入保障特則が適用された無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合の特則
第3条	保険料率	第13条	無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合の特則
第4条	保険料の払込		
第5条	保険料口座振替不能の場合の取扱		
第6条	諸変更		
第7条	特約の消滅		
第8条	主約款の規定の準用		
第9条	責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則		
第10条	三大疾病保険料払込免除特則または三大疾病収入保障特則が適用された無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）に付加した場合の特則		

保険料口座振替特約（定額保険用）

第1条（特約の適用）

- ① この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- ② この特約を適用するには、つぎの条件を満たすことを要します。
 1. 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関等」といいます。）に設置してあること
 2. 保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委任すること

第2条（責任開始期および契約日の特例）

- ① 保険契約締結の際に、この特約を付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 1. この特約を適用し、第1回保険料（第1回保険料相当額の場合を含みます。以下、同様とします。）から口座振替を行なう場合には、主たる保険契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、第1回保険料が指定口座から振り替えられた日を会社の責任開始の日とします。この場合、契約日はつぎのア. またはイ. のとおりとします。
 - ア. 月払契約の契約日
会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。ただし、保険契約者の申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、会社の責任開始の日とします。
 - イ. 年払契約の契約日
会社の責任開始の日とします。
 2. この特約を月払契約に適用し、第2回以後の保険料から口座振替を行なう場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始期の属する月の翌月1日を契約日とします。ただし、保険契約者の申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、会社の責任開始の日を契約日とします。
 3. 2月末日が提携金融機関等の休業日に該当するために、第1回保険料が振り替えられた日が3月1日となる月払契約については、第1号の規定にかかわらず、第1回保険料が会社の口座に振り替えられた日を会社の責任開始の日とし、この日を契約日とします。
 4. 保険期間、保険料払込期間その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算は、前3号の契約日を基準とします。
- ② 前項第4号の規定にかかわらず、月払契約において責任開始期から契約日の前日までの間に保険事故が生じたときは、主約款に定める会社の責任開始の日を契約日とし、その日を基準として保険期間、保険料払込期間その他この保険契約における期間および年齢を再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

第3条（保険料率）

- ① この特約を適用する月払契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。
- ② 前項の規定にかかわらず、主約款の規定によって、保険料の前納を行なう場合は、普通保険料率を基準として割引を行ないます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、主約款の規定によって、保険料の自動貸付を行なう場合は、普通保険料率を基準とします。

第4条（保険料の払込）

- ① 保険料は主約款の規定にかかわらず、会社の定めた日（第2回以後の保険料から口座振替を行なう場合は、主約款に定める払込期月中の会社の定めた日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料に相当する金額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。
- ② 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
- ③ 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- ④ 保険契約者は、振替日の前日までに保険料に相当する金額を指定口座に預入しておくことを要します。
- ⑤ 口座振替により払い込まれた保険料については、会社は、領収証を発行しません。

第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）

- ① 振替日に第1回保険料の口座振替が預金残高不足により振替不能となった場合は、保険契約者は、第1回保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。この場合、第2条（責任開始期および契約日の特例）第1項第1号の規定は適用しません。
- ② 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が預金残高不足により振替不能となった場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。
 1. 月払契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行ないます。
 2. 年払契約の場合、振替日の翌月の振替日に再度口座振替を行ないます。
- ③ 前項の場合で翌月の振替日に保険料の口座振替が不能となったときまたは前項以外の理由によって保険料の口座振替が不能となったときには、保険契約者は主約款に定める猶予期間内に払込期月を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

第6条（諸変更）

- ① 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関等を他の提携金融機関等に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該金融機関等に申し出てください。
- ② 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出て他の保険料の払込方法〔経路〕を選択してください。
- ③ 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は指定口座を他の提携金融機関等に変更するか、他の保険料の払込方法〔経路〕を選択してください。
- ④ 会社は、会社または提携金融機関等の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第7条（特約の消滅）

つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

1. 保険契約が消滅または失効したとき
2. 保険料の払込を要しなくなったとき
3. 他の保険料の払込方法〔経路〕に変更したとき
4. 提携金融機関等に指定口座がなくなったとき、または提携金融機関等との間の口座振替に関する約定が解除されたとき

第8条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第9条（責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則）

- ① この特約を責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合、第2条（責任開始期および契約日の特例）はつぎのとおり読み替えます。

「第2条（契約日の特例）」

- ① 保険契約締結の際に、この特約を付加する場合における契約日は、つぎの各号のとおりとします。

1. 月払契約の契約日

主たる保険契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、責任開始期に関する特約に規定する責任開始期の属する月の翌月1日とします。ただし、保険契約者の申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、責任開始期に関する特約に規定する責任開始期の属する日とします。

2. 年払契約の契約日

主約款の規定にかかわらず、責任開始期に関する特約に規定する責任開始期の属する日とします。

- ② 保険期間、保険料払込期間その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算は、前項の契約日を基準とします。
- ③ 前項の規定にかかわらず、月払契約において責任開始期から契約日の前日までの間に保険事故が生じたときは、責任開始期に関する特約に規定する責任開始期の属する日を契約日とし、その日を基準として保険期間、保険料払込期間その他この保険契約における期間および年齢を再計算し、保険料に過不足があれば精算します。」
- ② この特約を責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合、第4条（保険料の払込）はつぎのとおり読み替えます。

「第4条（保険料の払込）」

- ① 保険料は主約款および責任開始期に関する特約条項の規定にかかわらず、会社の定めた日（第2回以後の保険料から口座振替を行なう場合は、主約款に定める払込期月（第2回目の保険料の場合、主約款に定める猶予期間を含みます。）中の会社の定めた日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。
- ② 前項の口座振替を行なう場合で第1回保険料と第2回以後の保険料の振替日が同日となる場合、合算した保険料の口座振替を行ないます。
- ③ 前2項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
- ④ 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は会社に対してその振替順序を指定できないものとします。
- ⑤ 保険契約者は、振替日の前日までに保険料に相当する金額を指定口座に預入しておくことを要します。
- ⑥ 口座振替により払い込まれた保険料については、会社は、領収証を発行しません。」
- ③ この特約を責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合、第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）はつぎのとおり読み替えます。

「第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）」

- ① 責任開始期に関する特約条項第3条（第1回保険料の払込および猶予期間）に規定する払込期間（以下「第1回保険料の払込期間」といいます。）の振替日（第1回保険料の払込期間中に複数回の振替日がある場合、その最終の振替日とします。）に第1回保険料（前条第2項に該当する場合は合算した保険料。以下、本項において同様とします。）の口座振替が預金残高不足により振替不能となった場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。
1. 月払契約の場合、責任開始期に関する特約条項第3条（第1回保険料の払込および猶予期間）に規定する猶予期間（以下「第1回保険料の猶予期間」といいます。）中の振替日に第1回保険料と翌月分を合算した保険料の口座振替を行ないます。
2. 年払契約の場合、振替日の翌月の振替日に再度口座振替を行ないます。
- ② 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が預金残高不足により振替不能となった場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。ただし、前項の場合は除きます。
1. 月払契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行ないます。
2. 年払契約の場合、振替日の翌月の振替日に再度口座振替を行ないます。
- ③ 第1項の場合で第1回保険料の猶予期間中の振替日に保険料の口座振替が不能となったときには、保険契約者は第1回保険料の猶予期間内に第1回保険料および払込期月が到来した第2回以後の保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
- ④ 第2項の場合で翌月の振替日に保険料の口座振替が不能となったときまたは第2項以外の理由によって保険料の口座振替が不能となったときには、保険契約者は主約款に定める猶予期間内に払込期月を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。」

第10条（三大疾病保険料払込免除特則または三大疾病収入保障特則が適用された無配当収入保障保険（無解約払戻金・I型）に付加した場合の特則）

この特約を三大疾病保険料払込免除特則または三大疾病収入保障特則が適用された無配当収入保障保険（無解約払戻金・I型）に付加した場合、主約款に定める給付責任開始日については、前条までの規定にかかわらず、主約款の契約日を基準として計算します。

第11条（無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・I型）に付加した場合の特則）

この特約を無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・I型）に付加した場合、主約款に定める給

付責任開始日については、前条までの規定にかかわらず、主約款の契約日を基準として計算します。

第12条（特定疾病保険料払込免除特則、特定疾病保険料払込免除ワイド特則または特定疾病収入保障特則が適用された無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合の特則）

この特約を特定疾病保険料払込免除特則、特定疾病保険料払込免除ワイド特則または特定疾病収入保障特則が適用された無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合、主約款に定める給付責任開始日については、前条までの規定にかかわらず、主約款の契約日を基準として計算します。

第13条（無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合の特則）

この特約を無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合、主約款に定める給付責任開始日については、前条までの規定にかかわらず、主約款の契約日を基準として計算します。

第1条	特約の適用	第10条	三大疾病保険料払込免除特則または三大疾病収入保障特則が適用された無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）に付加した場合の特則
第2条	責任開始期および契約日の特例	第11条	無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）に付加した場合の特則
第3条	保険料率	第12条	特定疾病保険料払込免除特則、特定疾病保険料払込免除ワイド特則または特定疾病収入保障特則が適用された無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合の特則
第4条	保険料の払込	第13条	無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合の特則
第5条	クレジットカードの有効性等の確認ができない場合または提携カード会社から保険料相当額を領収できない場合の取扱		
第6条	諸変更		
第7条	特約の消滅		
第8条	主約款の規定の準用		
第9条	責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則		

保険料クレジットカード払特約

第1条（特約の適用）

- ① この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- ② この特約を適用するには、つぎの条件を満たすことを要します。
 1. 保険契約者の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）が、会社と保険料決済の取扱を提携しているクレジットカード発行会社（以下「提携カード会社」といいます。）のクレジットカードであること
 2. クレジットカードが有効であり、かつ保険料がその利用限度額の範囲内（以下「クレジットカードの有効性等」といいます。）であること
 3. 保険契約者と、クレジットカードの名義人が同一であること
- ③ 会社は、この特約の適用に際して、提携カード会社にクレジットカードの有効性等の確認を行なうものとします。

第2条（責任開始期および契約日の特例）

- ① 保険契約締結の際に、この特約を付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 1. この特約を適用し、第1回保険料（第1回保険料相当額の場合を含みます。以下、同様とします。）からクレジットカードで保険料に相当する金額を決済すること（以下「クレジットカード払」といいます。）により払い込む場合には、主たる保険契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、第1回保険料について会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なった上で、クレジットカード払を承諾した日（被保険者に関する告知前に承諾を得た場合には、その告知の日）を会社の責任開始の日とします。この場合、契約日はつぎのア. またはイ. のとおりとします。
 - ア. 月払契約の契約日
会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。ただし、保険契約者の申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、会社の責任開始の日とします。
 - イ. 年払契約の契約日
会社の責任開始の日とします。
 2. 前号の場合、会社が保険契約の申込を承諾したときは、会社の責任開始の日を保険契約者に書面により通知します。
 3. この特約を月払契約に適用し、第2回以後の保険料からクレジットカードにより払い込む場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始期の属する月の翌月1日を契約日とします。ただし、保険契約者の申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、会社の責任開始の日を契約日とします。
 4. 保険期間、保険料払込期間その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算は、第1号および前号の契約日を基準とします。
- ② 前項第4号の規定にかかわらず、月払契約において責任開始期から契約日の前日までの間に保険事故が生じたときは、主約款に定める会社の責任開始の日を契約日とし、その日を基準として保険期間、保険料払込期間その他この保険契約における期間および年齢を再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

第3条（保険料率）

この特約を適用する月払契約の保険料率は、クレジットカード払保険料率とします。

第4条（保険料の払込）

- ① 保険料は主約款の規定にかかわらず、つぎの時にクレジットカード払によって、会社に払い込まれるものとします。
 1. 第1回保険料の場合は、会社がクレジットカード払を承諾したとき
 2. 第2回以後の保険料の場合は、主約款に定める払込期月中の会社の定めた日
- ② 同一のクレジットカードで2件以上の保険契約のクレジットカード払を行なう場合には、保険契約者は会社に対しその決済順序を指定できないものとします。
- ③ 保険契約者は、提携カード会社の会員規約等にしがたい、保険料に相当する金額を提携カード会社に支払うことを要します。
- ④ クレジットカード払により払い込まれた保険料については、会社は、領収証を発行しません。

第5条（クレジットカードの有効性等の確認ができない場合または提携カード会社から保険料相当額を領収できない場合の取扱）

- ① クレジットカードの有効性等の確認ができなかった場合には、その払込期月の保険料（第1回保険料を含みます。）からクレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、他の保険料の払込方法〔経路〕に変更してください。
- ② 提携カード会社から保険料相当額を領収できない場合には、つぎのとおり取り扱います。
 1. クレジットカードの有効性等の確認が行なわれた後に保険契約者が提携カード会社に対して保険料相当額を支払っている場合には、つぎの払込期月の保険料からクレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、他の保険料の払込方法〔経路〕に変更してください。
 2. クレジットカードの有効性等の確認が行なわれた後に保険契約者が提携カード会社に対して保険料相当額を支払っていない場合には、その払込期月の保険料（第1回保険料を含みます。）からクレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、他の保険料の払込方法〔経路〕に変更してください。
この場合、この変更が行なわれる前のその払込期月の保険料については第4条（保険料の払込）第1項第2号（第1回保険料の場合は第4条第1項第1号）は適用しません。
- ③ 前2項によりクレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、保険料の払込方法〔経路〕を変更するまでの保険料は、主約款に定める猶予期間内に払込期月（第1回保険料の場合は会社の定めた日）を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

第6条（諸変更）

- ① 保険契約者は、クレジットカードを同一の提携カード会社が発行する他のクレジットカードに変更することができます。また、クレジットカードを発行している提携カード会社とは別の提携カード会社が発行しているクレジットカードに変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出てください。
- ② 保険契約者が、保険料のクレジットカード払の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社に申し出て、他の保険料の払込方法〔経路〕を選択してください。
- ③ 提携カード会社が保険料のクレジットカード払の取扱を停止した場合には、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者はクレジットカードを別の提携カード会社の発行するクレジットカードに変更するか、他の保険料の払込方法〔経路〕を選択してください。

第7条（特約の消滅）

つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

1. 保険契約が消滅または失効したとき
2. 保険料の払込を要しなくなったとき
3. 他の保険料の払込方法〔経路〕に変更したとき
4. 第1条（特約の適用）第2項のいずれかの条件を満たさなくなったとき

第8条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

第9条（責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則）

- ① この特約を責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合、第2条（責任開始期および契約日の特例）はつぎのとおり読み替えます。

「第2条（契約日の特例）」

- ① 保険契約締結の際に、この特約を付加する場合における契約日は、つぎの各号のとおりとします。

1. 月払契約の契約日

主たる保険契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、責任

開始期に関する特約に規定する責任開始期の属する月の翌月1日とします。ただし、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、責任開始期に関する特約に規定する責任開始期の属する日とします。

2. 年払契約の契約日

主約款の規定にかかわらず、責任開始期に関する特約に規定する責任開始期の属する日とします。

- ② 保険期間、保険料払込期間その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算は、前項の契約日を基準とします。
- ③ 前項の規定にかかわらず、月払契約において責任開始期から契約日の前日までの間に保険事故が生じたときは、責任開始期に関する特約に規定する責任開始期の属する日を契約日とし、その日を基準として保険期間、保険料払込期間その他この保険契約における期間および年齢を再計算し、保険料に過不足があれば精算します。」
- ② この特約を責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合、第4条（保険料の払込）はつぎのとおり読み替えます。

「第4条（保険料の払込）」

- ① 保険料は主約款および責任開始期に関する特約条項の規定にかかわらず、つぎの時にクレジットカード払によって、会社に払い込まれるものとします。
1. 第1回保険料の場合は、会社がクレジットカード払を承諾したとき
2. 第2回以後の保険料の場合は、主約款に定める払込期月（第2回目の保険料の場合、主約款に定める猶予期間を含みます。）中の会社の定めた日
- ② 前項のクレジットカード払を行なう場合で第1回保険料と第2回以後の保険料の決済日が同日となる場合、合算した保険料のクレジットカード払を行ないます。
- ③ 同一のクレジットカードで2件以上の保険契約のクレジットカード払を行なう場合には、保険契約者は会社に対してその決済順序を指定できないものとします。
- ④ 保険契約者は、提携カード会社の会員規約等にしたいがい、保険料に相当する金額を提携カード会社に支払うことを要します。
- ⑤ クレジットカード払により払い込まれた保険料については、会社は、領収証を発行しません。」

第10条（三大疾病保険料払込免除特則または三大疾病収入保障特則が適用された無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）に付加した場合の特則）

この特約を三大疾病保険料払込免除特則または三大疾病収入保障特則が適用された無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）に付加した場合、主約款に定める給付責任開始日については、前条までの規定にかかわらず、主約款の契約日を基準として計算します。

第11条（無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）に付加した場合の特則）

この特約を無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）に付加した場合、主約款に定める給付責任開始日については、前条までの規定にかかわらず、主約款の契約日を基準として計算します。

第12条（特定疾病保険料払込免除特則、特定疾病保険料払込免除ワイド特則または特定疾病収入保障特則が適用された無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合の特則）

この特約を特定疾病保険料払込免除特則、特定疾病保険料払込免除ワイド特則または特定疾病収入保障特則が適用された無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合、主約款に定める給付責任開始日については、前条までの規定にかかわらず、主約款の契約日を基準として計算します。

第13条（無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合の特則）

この特約を無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合、主約款に定める給付責任開始日については、前条までの規定にかかわらず、主約款の契約日を基準として計算します。

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談窓口

○生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、つぎのお問合せ先へご連絡ください。

お問合せ先

T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター
受付時間9：00～17：00（土・日・祝日等を除く）

 **0120-302-572**

○この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAX は不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

生命保険契約に関する利率等について

下記の利率は、金利水準等の金融情勢の変化などにより、定期的に見直しを行います。最新の利率については、当社ホームページ（<https://www.tdf-life.co.jp>）をご覧ください。

- ・前納保険料に関する利率
- ・契約者配当に関する利率
- ・保険金等の据置支払に関する利率
- ・年金等の据置支払に関する利率
- ・契約者貸付に関する利率
- ・払戻金に関する利率